

平成 2 9 年 1 1 月

# 委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年11月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年11月30日(木)午後1時30分から午後2時44分

2 場 所 議員協議会室(東庁舎3階)

3 出席委員 47人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	15番	細田 範良
16番	波田野裕男	17番	赤羽 隆男
18番	竹島 敏博	19番	丸山 寛実
20番	上條萬壽登	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	36番	忠地 義光
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	42番	青木 秀夫
43番	萩原 良治	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 1人 21番 小林 弘也

5 協議事項

- (1) 次期農業委員等の選出に向けた事務の進め方について
- (2) 平成29年度非農地判断実施方針について

6 報告事項

- (1) 平成29年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- (2) 平成29年度全国農業新聞の普及推進結果について
- (3) 松本市議会経済地域委員との懇談会の開催について

- (4) 「松本市農業施策に関する意見書」市長懇談会後の予定について
- (5) 新体制移行について（当日配付資料）
- (6) 10月定例部会報告
- (7) 主要会務報告

7 その他

- 8 出席職員 農業委員会事務局 局長 窪田 京子  
 " 局長補佐 板花 賢治  
 " 局長補佐 小西 えみ  
 " 担当係長 齋藤 信幸  
 松本農業改良普及センター課長補佐 西嶋 秀雄

- 9 会長あいさつ 古沢会長代理

- 10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

- 11 議長就任 農業委員会等に関する法律第5条第5項及び松本市農業委員会総会会議規則第3条により古沢会長代理が議長に就任

- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 6番 岡村 時則 委員  
 7番 上條 陽一 委員  
 〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

- 13 会議の概要

議長 本日の議案についてですが、農地部会に19件の議案が提出をされております。このうち議案第119号から121号までの「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第122号の「農用地利用配分計画案の承認の件」については、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託します。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告してください。これより協議事項に入ります。  
 初めに、協議事項1、次期農業委員等の選出に向けた事務の進め方について、事務局の説明を求めます。  
 板花補佐。

板花局長補佐 それでは、早速協議事項1の説明に入らせていただきます。  
 以後の説明、座りまして失礼させていただきます。  
 まず、要旨でございます。  
 新体制移行を来年8月に控えまして、これから12月議会に農業委員等の定数条例案を提出するところではございますが、年明けから次期農業委員の選出に準備が本格化いたします。地区それぞれで候補者の選出に向けた

事務が始まりますが、地区推薦や団体推進等の進め方について協議をさせていただきます。

2番、農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦並びに一般募集に係る考え方の案ということで、別添1ということで、2ページをご参照願います。

表の左側、農業委員の候補者について、右側が推進委員の候補者についての記載です。

まず、地区推薦の案内先について、基本的に農業委員の候補者も推進委員の候補者も、基本的には地域づくりセンター等を介して、まずは地区の町会連合会に推薦の案内を行っていきたいと考えております。

具体的な案内先としましては、別添2ということで、隣の3ページのとおりでございます。各地区の連合町会のほうということでございます。ただ、旧市地区の農業委員の関係は、非農家の多い町会というような形もありまして、例外的にJA松本市の農業者の組織に案内をしていきたいというふうに考えております。

推進委員の候補者については、この春に実施した地区の説明会でも調整を進めてきたわけですが、実質的に推進委員を選出する地区の町会連合会に案内を行っていきたいと思います。

ただ、岡田と本郷、それから入山辺、里山辺については、どちらの地区から推進委員を出すのか、まだ明確にはなっていないために、さらに地区の農業委員とも相談しながら進める必要がございます。

地区推進の案内の留意事項、2行目のところですが、農業委員については、認定農業者の過半数要件を満たすため、原則として認定農業者から推薦をいただくこととします。

あわせて、農業委員も推進委員も、候補者の選出に当たっては、年齢とか性別にこだわらず、広い視野で幅広い視野を持って推薦をいただくよう配慮を求めたいと。

各地区の認定農業者の現状でございますが、別添3ということで、また1枚まくっていただいて、5ページお願いします。

5ページのところに表がありまして、右側のほうが認定農業者の数ということでございます。認定農業者の中身としましては、個人申請と家族などの共同申請、そして法人申請があります。法人申請の場合は、役員であれば認定農業者とカウントできます。絶対的に認定農業者の数が少ない地区、具体的には旧市とか、芳川とか、入山辺とか、本郷とか、安曇、奈川、こういった地区を除いて、ほかの地区は認定農業者から選出したと仮定しますと、農業委員26人に対しまして、地区推薦で過半数の15人を確保できるとのシミュレーションが、別添3、5ページの表のところ、目安と書いたシミュレーションになります。ただ、原則としてなので、実際にはこの表のとおりとならないことも当然想定されるわけでございます。

2ページにまたお戻りいただきたいと思いますが、地区推薦の手続、3行目、真ん中のあたりの表です。3行目、推薦は、農業委員候補者も推進委員候補者も、地区の町会の代表者または農家組合の代表者2名以上が連名

して推薦するものとしたいということでございます。

どなたの名前で推薦するのか、また被推薦者の選出手続をそれぞれの地区でどのように進めるのか、こちら、地区の判断にゆだねることといたしますが、これについては、また来月の定例会で選出手続の案として2つ3つ、具体的にこういう方法があるんじゃないかというようなものを示せるとすれば示したいと思います。

例えば、地区によっては、連合町会の正副の2名の推薦であったり、連合町会の長と農家組合の長の2名の連名の推薦であったり、農家組合主体で選ぶということになれば、農家組合の正副の2名の連名であったり、それぞれ地区によって考え方は異なるのかなと思います。

また、推薦を行う連合町会長がたまたま非農家であったとしても、地区推薦としては、非農家であっても全く問題がないということをご承知いただきたいと思います。

誰の名前で推薦するかは、被推薦者の選出過程とも絡んでいきますので、地域づくりセンター長会や市の町会連合会の常任理事会でも説明をしますけれども、地区内で十分に相談をしていただきたいと思いますということでございます。

ちなみに、前回、平成27年度農業委員の改選時の状況を4ページに添付しております。こちら、それぞれの地区で選挙制度のもとでの選考方法はこうだったというような表でございますが、行政主導で選出している地区が多いということでございますが、よく見ると、実質的には農家組合組織で人選をしているような地区もあるということでございます。

ということで、また2ページに戻っていただきたいと思います。

2ページ、それで2ページのところの団体推薦というのが下のほうの行にあります。団体推薦の案内先と留意事項ということで、市域をカバーする3つの農協と土地改良区を代表しての最大土地改良区である梓川土地改良区に案内をするということで、前に説明したとおりでございますけれども、その際、組織の代弁者という側面はございますが、現在のように理事にこだわらず、女性や青年農業者の積極的な推薦をお願いするとともに、可能であれば、認定農業者の推薦についても配慮を求めていきたいというふうに考えております。

あと、一般募集が一番下の行でございます。こちらについては、農業委員の候補者については、積極的にこちらから働きかけを行っていきたいと考えております。農業に利害関係がない者と、それから女性の確保ということから、松本農村女性協議会の非農家会員とか、消費者の会など、今後具体的な対象を想定して、働きかけていきたいと考えております。

それでは、また1ページにお戻りください。

今後のスケジュールについてということで、先ほど説明したとおり、12月の定例会に関係条例の改正を出すということでございますし、年明けて1月以降、手続を経て進んでまいります。町会連合会とか地域づくりセンター長会等、説明をしてまいりますし、JA等の農業団体に推薦手続を説明、推薦を依頼していくということでございます。

それから、1月、2月ぐらいで候補者の選出に向けた手続をそれぞれの地

区で決定していただいて、選考作業も進めていただくと。

それで、30年の3月、候補者の推薦及び応募受け付けということで、4週間を想定しておりますが、3月1日から28日間、この期間に推薦なり応募をしていただくということで、3月末に候補者が出てくるということになります。ただ、定員に達しない場合もありますので、受付期間を一、二週間延長するようなことも、もしかしたらあるかもしれないということでございます。

そして、4月に候補者の選考ということで、定数を超えるような候補者がもし出てきたということになれば、選考委員会を設置するということでございます。

6月、8月という手続を経て、最終的に農業委員の任命、推進委員の委嘱という運びとなります。

4番目、参考としまして、条例案とは別に、それよりも細かい部分を規定します規則とか要綱というようなものを制定を進めております。別冊でお配りしておりますけれども、農業委員等の選出に係る規則、要綱の案ということで、まだこれは変わる可能性があるわけでございますが、イメージとして参考にしていただきたいということで、現時点の状況を資料としてお配りしております。

特に、その資料の3ページ、4ページ、5ページ、これが実際の推薦書であったり、手を挙げる方がおられたら応募者になるということでございます。推薦書のイメージ見ていただければと思います。

地区推薦の場合は、2名以上が連名して推薦するんだというところで、推薦者の枠は一応3つまで設けてはありますけれども、2名以上という形をとらせていただきたいと。

それから、4ページ目は団体推薦ということで、JAなどがこれで推薦するという形になります。

それから、5ページ目が一般募集で応募するときの応募書という形の様式でございます。

こんなようなイメージで進めているということをご理解いただきたいと思っております。

以上、こんなような考えをもってこれから進めていくということで、まだ実際どのような手続で地区の候補者の人選のプロセスをどのように地区で進めるかというようなところ、また来月に向かって、こんなようなやり方があるんじゃないかというような案が示せましたら、また示していきたいというふうに考えておるところでございます。

現時点でこんな考えを持っているということでご説明をいたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

上條（萬）委員 寿地区の上條ですけれども、3ページの候補者の案内先ということで、それぞれありますけれども、推進委員の中では、中山、寿、内田がワンブロックになっていますけれども、推進委員については、中山地区と寿地区で1名ずつになっていますが、どこで決定がされていますかお聞きしたいんですけれども。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 正式な決定というのを、どこをもって正式な決定とするかというような判断がいろいろあるかとは思いますが、私、これ書いた根拠は、基本的には、ことしの3月、4月、5月ぐらいでやった地区の、それぞれの地区でやった説明会において、このような説明をさせていただきました、内田地区でも、寿のほうから選出がどうかということは内田地区のほうに投げかけておりますし、寿の地区でも、内田と寿については、寿から出すという方針で行きたいということ投げかけていて、そこで異論はなかったという中で、こんな形で推薦のご案内を、真っ先に推薦のご案内をしていくと。依頼ということではなくて、あくまでも推薦の案内を真っ先にしていくのは寿地区の連合町会のほうだという認識で、このように書いたということでございます。

議 長 上條委員、いかがでしょうか。

上條（萬）委員 確かにそんなような説明もあったと思いますけれども、いずれにしても、このブロックでまだ協議をしてないんで、決定までは、いずれにしても、ちょっとまだ決定というような状況じゃないような気がするんですけども、その辺はどういうふうにしたらいいですかね。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 正式な決定の場を設けるということであれば、地区の中で改めて民主的に話し合っていたくような形になるかとは思いますが、つまり寿地区と内田地区合同でどちらから出すのかというふうなことを民主的に地区の中で話し合っていたくということになるかと思えます。

そこら辺の進め方も含めて、岡田と本郷、それから入山辺と里山辺も同じようなことになりますけれども、これから人選が本格化する1月、2月にかけて、どのように地区でそのプロセスを持っていくのかというふうなところを、ちょっとこちらは地区にゆだねるような形にはなりませんけれども、お願いしたいと思えます。

上條（萬）委員 一応考え方としては、中山を含めて2人を選出したいというふうに考えていますけれども、その辺は、中山も含めての話し合いはできないというこ

とですかね。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 こちらの中山、寿、内田というのは、JAの支所が一本化されたという中で、中山、寿、内田という3つのところを推進委員の1つの区域にしたという経過がございますので、中山も含めて、寿、内田も含めて、再度話し合いの場を持つということは、地区の中での民主的なプロセスとして、考え方としては当然あるのかなというふうに思います。

上條（萬）委員 わかりました。それじゃ、その辺で調整をさせていただきます。

議 長 よろしいでしょうか。  
その他ご意見ございますでしょうか。  
ございませんか。  
波場さん。

波場委員 別冊のこの要綱のほうの1ページ、第3条の下の（1）の内容だけれども、法第8条第4項ってどこにうたっているのか。もし今説明できれば。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 すみません、今ちょっと法文持ってきてないもんですから、今正確にお答えはできないわけですが、農業委員会法の改正法の8条第4項各号には、法律の中でこういう方は農業委員の資格がないということがうたっている条文になります。そこから引用しているということで、法の中で除外される方がうたわれているということでご理解ください。

議 長 波場委員、いかがですか。

波場委員 いいです。

議 長 河野委員。

河野委員 今の第8条4項のところですが、8条4項は、次の各号のいずれかに該当する者は委員となることができない。1として、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者、そういう規定がございます。

議 長 ありがとうございます。  
その他意見ございますでしょうか。ございませんか。



[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようですので、本件についてご承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認されました。  
年明けから新体制への移行業務が加速することになりますので、委員の方は地区内での候補者の選出手続をどのように進めるか、気にかけていただきますようお願いいたします。  
次に、協議事項 2、平成 29 年度非農地判断の実施方針について、事務局の説明を求めます。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、6 ページでございます。引き続き説明をいたします。  
非農地判断の実施方針についてということで、本年度も年が明けた 2 月に農地部会にて非農地判断を予定しております。進め方については、昨年度から事務処理方法を変更したところでございますが、本年度も昨年度と同様に進めるものでございます。  
2 番目、非農地判断の根拠ということで、国の運用通知に根拠があります。運用通知は 7 ページ、資料 1 が運用通知の内容でございます。この真ん中のあたりに第 4、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取り扱いについてという中に根拠が出てまいります。こちら、またお読みいただければと思います。  
それで、3 番目の事務処理の進め方ということでございますが、( 1 ) 農業委員会は、非農地判断候補地の所有者に対して、判断を実施する旨及び当該農地が植林である場合や、非農地判断の実施に同意しない場合は申し出る旨、事前通知をまず送付いたします。この事前通知は、12 月 8 日発送をめぐり今、事務を進めているところでございます。  
( 2 ) 農業委員会は、上記申し出、つまり同意しない旨の申し出がなかった農地について非農地判断を実施し、所有者にたいして非農地通知を送付するとともに、法務局での地目変更登記の指導を行います。  
( 3 ) 農業委員会は、非農地判断を実施した農地について、市の農政課、耕地林務課、資産税課、そして法務局に対して情報提供をするという進め方でございます。  
4 番目、その事前通知の中身でございます。こちら、11 ページから 15 ページまで、サンプルを添付しております。11 ページ、資料 2 - 1 と書いてあるものが所有者あての事前通知のサンプルになります。そして、13 ページ、資料 2 - 2 と書いてあるものが、非農地判断に関する説明資料でございます。それから、15 ページ、資料 2 - 3 と書いてあるものが、

非農地判断候補農地の一覧になります。なお、同意しない場合の申し出期限は、来年の1月31日ということでございます。

また、6ページに戻りまして、非農地判断候補地でございます。現在までのところ、14万7,714平米、つまり約14.8ヘクタールを予定してございます。筆数にしますと234筆になります。人の数でいきますと、137名ぐらいということでございます。

農業委員会の方針としては、その(1)、(2)、(3)に記載のとおりというふうにいたしまして、つまり山林化しており、農地として再生利用することが困難と判断した農地で、農振農用地、青地に該当しない農地を候補地といたします。実際には、本年度7月から8月に実施した利用状況調査でB判定とした農地のうち、山林と判断した農地が実際には対象と。また、ことし3月に大規模な非農地判断を行って以降、土地所有者から追加で問い合わせがあった農地についても、現地確認の上、対象に加えてございます。

非農地判断候補地の地区別状況については、17ページでございますが、資料3ということでございます。こちら、地区別の状況でございますが、B判定農地は、市全体で見ていただくと295ヘクタール程度まだ存在するわけでございますが、山林化しており、確実なものから判断していくという方針でございます。

原野化も含めた非農地判断は、農地除外後の土地利用に対する懸念等がありまして、また今後の課題とさせていただくものでございます。

また6ページへ戻っていただいて、今後の予定でございますが、12月8日をめどに対象者に事前通知を発送いたします。そして、2月27日の農地部会で非農地判断を実施、3月には対象者に非農地通知を送付する予定でございます。

以上、ここまで非農地判断の実施方針を説明しましたが、すみません、ちょっと関連でございますが、本日配付した資料なんです、先月の10月の委員協議会の協議事項で、ちょっと宿題をいただいていたんですけども、すみません、平成28年度利用意向調査に係るその後の措置状況についてという本日机に配付させていただいた資料をごらんいただきたいと思います。

28年度利用意向調査に係るそのあとの措置状況についてという資料ですが、委員のほうから、この7月、8月に実施した農地パトロールの結果、前回、つまり1年前に意向調査対象となった農地がどんな状況になっていて、結果としてこれからどうなるのか、1筆ごとに地区につなぐ必要があるのではないかというご指摘をいただいたところでございます。そこで、地区ごと状況を一覧表にまとめて、今回配付させていただきということでございます。

本日配付した資料を見ていただくと、まず経過でございますが、1年前だもんで、平成28年の7月から8月、利用状況調査を実施、そして28年12月からことしの1月にかけて意向調査をやったと。そして、ことしは2月に一たん意向調査の結果はそれぞれの委員に報告はさせていただいて

おります。それで、おおむね6カ月経過して、7月から8月に29年の利用状況調査にあわせて、その土地がその後どうなっているかという確認をやってきたということでございます。調査対象が107筆、9.9ヘクタールあったということで、その結果をまとめたものになります。

それぞれの区分に応じて、耕作中、それから引き続き遊休化しているようなもの、つまりA判定とか、ことし新たに設けた2号遊休農地に該当するもの、それから荒廃の程度が悪化しましてB判定に区分変更されたもの等があります。

一番右の列の備考欄が右の列にありますけれども、これについて、耕作中、耕作が再開されたものは問題がないわけですが、またB判定へ区分変更となって山林化しているものは非農地判断の対象となっていくということでございますが、問題は、引き続きA判定だったものとか2号遊休農地の関係でございます。

ただ、対象農地につきましては、国の運用通知に基づいて、機構に借り受けできるかどうか照会しましたところ、2筆を除き機構の借り受け基準に適合しないという回答がありまして、借り受け不可と回答いただいたということでございます。機構の基準に適合しないものは、機構との協議の勧告対象とはなりませんので、その後の利用関係の調整は農業委員会にゆだねられるということになります。

借り受け基準に適合する2筆は、農地中間管理事業を利用したいという意向が示された農地の中で、現在、2号遊休農地の判定になっているもので、これは四賀地区に所在する2筆でございます。この2筆については、機構が所有者と借り入れ協議を進めるということになります。

最後、各地区の状況ですが、一筆明細ということで2ページ目に添付しております。A3サイズの表になりますが、担当地区のリストをそれぞれの委員に配付してございます。一番右の備考欄に表示した「地区にて利用権等を調整」と記入のある筆は、今後地区内の努力で利用増進につなげていただく必要がある農地ということでご理解いただければと思います。

引き続き地区の話し合いの場などで話題提供と情報提供を行って、人と農地のマッチングに努めていただくということでお願いをする次第でございます。

すみません、以上で非農地判断の実施方針、それから関連して、28年度に行った利用意向調査に係るその後の土地状況ということで説明をさせていただきました。

以上ですが、審議よろしく申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

[ 質問、意見なし ]

議長 長 ないようですので、本件についてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認されました。  
続きまして、報告事項に入ります。  
初めに、報告事項 1、平成 29 年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について、事務局の説明を求めます。  
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、続きまして報告事項 1、資料 18 ページです。平成 29 年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてでございます。着座にて失礼いたします。

1、要旨ですが、松塩筑安曇農業委員会協議会会長から依頼がありました本年度農業功績者等表彰候補者の推薦については、笹賀地区、神林地区、和田地区からそれぞれ 1 名ずつ地域農業振興功績者表彰候補者を推薦いただき、平成 29 年 11 月 10 日開催の役員会において候補者を決定いたしましたので、報告をいたします。

2、推薦を依頼された表彰候補者は、地域農業振興等功績者表彰候補者 3 名です。

3、推薦を決定した表彰候補者ですが、笹賀地区から高山晴彦さん、こちらは個人です。神林地区からは川西栽培組合、団体です。和田地区から和田担い手生産組合、団体です。

功績調書は 20 ページをお開きください。

まず、笹賀地区の高山晴彦さんですが、就農しまして 50 年、JA 松本ハイランド笹賀支所と連携して、耕作が困難となる農地や不耕作地解消に努めております。転作事業の理解者として中心となり、笹賀地区農業の持続可能性、農業生産振興に努めていることは、笹賀地区の大多数が認めるところであります。平成 29 年 11 月には株式会社タカヤマファームを設立し、農業生産振興に尽力されております。

続きまして、21 ページ、川西栽培組合ですが、こちら、神林ですけれども、平成 16 年 3 月に神林地区川西営農組合として発足し、遊休化農地利用及び地区集団転作事業の効率的な利用に努力し、農業停滞の歯どめに尽力しました。地区農業が抱える問題に集団で対処し、収穫の喜び、意義を話し合い、地域共同体意識の強化に寄与しました。総合的に地域の農業発展に尽力しています。

続きまして、22 ページお開きください。

和田地区ですが、和田担い手生産組合です。和田担い手生産組合の前進は和田そば生産組合です。平成 19 年度に導入された新たな経営安定対策は、政策の対象が一定の要件を満たした認定農業者及び集落営農組織に限られ

たため、将来の地域の農業のビジョンをみんなで考え、次世代に引き継いでもらえる農業づくりを地域全体で取り組むために、平成18年11月に和田担い手生産組合を設立しました。地域の農業と農地を守るため、地域農業の事業展開と発展に尽力をされています。

それでは、18ページにお戻りください。

推薦書の送付ですけれども、11月10日付で松塩筑安曇農業委員会協議会会長に候補者を推薦いたしました。

今後の予定ですが、表彰者として決定された場合は、2月16日の農業活性化推進研修会において表彰される予定であります。

7、その他ですが、永年勤続功労者表彰候補者は該当がありませんでした。以上です。

議長 　　ただいま説明がありました。質問、意見等ございますでしょうか。ございませんか。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきください。

報告事項2、平成29年度全国農業新聞の普及推進結果について、事務局の説明を求めます。

小西補佐。

小西局長補佐 　　続きまして、報告事項2、資料25ページをお開きください。平成29年度全国農業新聞の普及推進結果についてでございます。

10月1日から11月7日までを普及推進特別強化期間と定めまして、全国農業新聞の購読拡大を図っていただきましたが、その推進結果について報告いたします。

推進結果ですが、11月20日現在ということで出ささせていただいております。合計推進部数が181部で、目標の176部を超えて、達成することができました。各委員の推進結果は、下の表のとおりです。ご協力ありがとうございました。

3の普及推進特別強化期間内目標達成状況ですが、ごらんのとおりです。この表につきましては11月20日の結果となっておりますが、それ以降増はありませんでしたので、こちらを確定値とさせていただきます。

この推進結果を受けまして、全国農業会議所の示した松本市の購読目標部数599部を達成することができましたので、ご報告いたします。

お忙しい中、ご協力大変ありがとうございました。

以上です。

議長 　　ありがとうございました。  
ただいま説明がありました。質問、意見等ございますでしょうか。

ありませんか。

[ 質問、意見なし ]

議長            なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきください。

委員の皆さんのご協力をいただいた結果、新たに多くの購読者を獲得することができました。大変ありがとうございました。

報告事項 3、松本市議会経済地域委員との懇談会の開催について、事務局の説明を求めます。

板花局長補佐    それでは、26 ページでございますが、市議会経済地域委員との懇談会の開催についてということで報告いたします。

毎年この営みはやっているわけでございますが、本年度は12月18日月曜日を予定しております。

4 番目、懇談する内容でございますが、当面する農政課題ということで、ことしの松本市農業施策に関する意見書を中心に、経済地域委員の皆様と懇談を予定しております。

経済地域委員会のほうも、今年度農業施策に関する提言を議会の中で予定をしているということで、ぜひ農業委員会と懇談をして、参考にしたいというご意見もあったところでございます。

5 番目、出席予定者ということで、5 番目の(1)に書いてあります。8 名の経済地域委員の方と懇談をいたします。こちらは役員で対応させていただきます。

その後、懇親会も予定しているという内容でございますので、報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長            ありがとうございました。

ただいま説明がりましたが、質問、意見等ありますでしょうか。

[ 質問、意見なし ]

議長            なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきください。

次に、報告事項 4、「松本市農業政策に関する意見書」市長懇談会後の予定について、事務局の説明を求めます。

板花局長補佐    それでは、引き続き 27 ページになります。

意見書の市長懇談会後の予定ということでございます。

市長懇談会、10月23日に開催したところでございますが、農林部のほうから、懇談会で詰め切れなかったところ、まだあるから、さらに議論を深めたいというような提案がありました。今後の進め方について協議をさ

せていただきます。

2番目、進め方の案ですが、もともと農業振興部会では、懇談会終了後の11月以降、次年度に向けて本年度の意見書の取り組みの反省を行うこととしておりましたが、今後は農業振興部会において、農林部の担当職員レベルで出席をいただいて、意見書の考え方や市の施策について、さらに議論を深めていきたいと考えております。

また、事前に委員総会といいますが、委員協議会において、農地部会の委員の皆様の見解も聴取した上で、意見交換をしたいというふうに考えております。

3番目のスケジュールとしては、11月、きょうの農業振興部会で、農林部から提案があったんですが、親元就農支援の必要性等について一緒に考えてもらいたいという提案がありましたので、農業振興部会で議論していきたいと思っております。

12月以降の内容は、まだちょっと今のところは詳細はまだ未決定ではございますが、ポイントポイントを絞りまして、市と農業委員会が相互理解をしながら、建設的議論できるような内容で進めていきたいと考えております。

それで、本日議案発送とともにご案内をさせていただいたところですが、委員の皆様、特にこの委員協議会では、農地部会の皆様から親元就農に対しましてご意見をいただければということで考えております。

きょう配付させていただいた資料をごらんください。新規「明日の農業担い手支援事業」についてというタイトルの2枚物の資料で、左肩ホッチキス1か所どめの資料になります。机の上に配付させていただいた資料でございます。

こちら、農政課のほうで現在、予算要求段階の事業ということでございますが、予算折衝の過程において、ちょっと黄信号になっていると、暗礁に乗り上げている部分がありまして、何とか予算がつくようにいろいろな知恵がいただけないかということでございます。

趣旨のところですね、書いてあるとおりでございますが、親元就農者に農業に必要な資金を交付して、将来の地域農業の担い手として支援したい。

経過でございますが、市議会からもそういう質問が出ておりますし、我々農業委員会としても、意見書として本年度親元就農の関係は提案をしているところでございます。

3番目、農家子弟を育成しなければならない理由というところの理屈のところでございますが、農林部の今のところの考えは、(1)、(2)、(3)とありますが、(1)認定農業者には経営基盤があって、新規参入者を育成するよりも即戦力となり、投資効果が高いということでございますし、(2)のところ、認定農業者が規模縮小やリタイアしてしまうと、市全体の農業生産性の低下につながっていくと。(3)認定農業者に対してこれまで行ってきた支援・投資がそこで途切れてしまうと。新たな世代に引き継いでいかないと、投資効果が継続していかないとというようなところが理屈づけということでございます。

4番目、事業内容として、(1)補助額ということで、50万円1回交付という考えで、50万円の根拠は、生活費相当分という考えでいると。年の50万円の根拠ですね。

それから、対象者、(2)のところ、認定農業者の2親等以内の卑属というふうにしています。ウのところ、就農時年齢が30歳未満の者というところがあります。

交付要件のところ、年間の従事日数が200日以上ですとか、親元就農者の前年の所得が250万円未満の者とか、国の事業の対象になっていないこととか、いろいろな要件はあるわけですが、こんなような事業を目指しているということでございます。

5番目のところでは、実例比較ということで、Iターン就農者と親元就農者の比較みたいなものも表としては載せてある。

2ページ目のところでは、県内の状況を客観的にまとめたものとか、あと資金の確保に困っている、苦勞しているというような調査結果を引用しているということですが、もう一ひねりしないと、なかなか予算獲得が難しいというふうなこともあって、農業委員の皆様から何かいい知恵はないかというふうなことで、農林部のほうからも投げかけがあるということでございます。

農地部会の皆さんに前段お伺いできればと。また、農業振興部会では深くこれからまた議論するというところでございますので、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、質問、意見等ありますでしょうか。

特に農地部会の委員の皆様には、親元就農支援のあり方についてのご意見がありましたら、この後の農業振興部会での議論の参考にさせていただきたいので、お申し出いただきたいと思ひます。

せっかくの機会なので、ご意見ございましたら、発言してください。

いかがでしょうか。意見ございませんでしょうか。

[質問、意見なし]

議長

なければ、この後の農業振興部会での活発な協議に入って、農林部の部長さんとの意見交換を進めていただくという方向で考えておりますが、よろしいでしょうか。

田中部会長さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。

報告事項5、新体制移行について、事務局の説明を求めます。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、本冊資料にはございませんで、当日配付資料ということでさせていただきます。A4、1枚物の資料でございます。新



体制移行についてということで、A 4、1枚物でございます。

まず、要旨でございますが、新体制移行に際しまして、農業委員の報酬体系、こちらにつきましては、8月の委員協議会でその考え方について承認をいただいたところでございますが、改正農業委員会法に基づきまして、条例や規則等の制定を進める過程におきまして、庁内での指摘もあったわけでございますが、その考え方を変更せざるを得なくなったということで、ご報告をするものでございます。

2番目、変更内容でございます。

ブロック長という役職の位置づけ、8月にはそういう方向性でということでご了承いただいていたのですが、そのブロック長の報酬規定がうまくちょっといかなかったということでございます。

変更前、変更後見比べていただいて、ブロック長5万5,200円という報酬規定、こちらの考え方は、現在の部会長と同等という考えとっていたわけでございます。変更後は、農業委員の報酬4万7,800円という中で、ブロック長4人もこれに合わせるといような形に変更せざるを得なくなったということでございます。

この変更理由でございますが、農業委員の報酬は、松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例、以下報酬条例と呼びますが、報酬条例の別表2で、例えば教育委員会の委員とか監査委員など、ほかの非常勤の特別職の職員と同様に規定をされています。報酬条例にその報酬額を規定する職は、松本市の考え方、前例から、法律または条例でその根拠が規定されている職であることが必要だということでございます。この点に関しまして、松本市の農業委員会が任意に設けようとしていたブロック長、こちらは会長とか会長代理、そして現在の部会長のように、法や条例で位置づけている職とは異なるという指摘を受けました。関係課と調整の末、報酬条例にその職を規定することはできないという結論に至りました。

報酬条例で規定している職は、少なくとも条例以上で、条例または法で根拠のある職でないと報酬条例にはのせられないということでありまして、法的な壁にちょっと突き当たってしまったということでございます。

4番目、今後の課題ということで、新体制移行後の役員会のあり方とか、また現在の委員会体制ですね、農業委員会だよりの関係、市長意見書の関係等ありますけれども、そちらとまたあわせて新体制検討委員会でもう一頑張りしていきたいというふうに考えております。

以上、報告事項でございますが、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま説明がございましたが、質問、意見等ございますでしょうか。ありませんか。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきください。

次に、報告事項 6、10 月定例部会報告についてお願いします。

なお、農業振興部会には議案がありませんでしたので、報告はございません。

それでは、上條農地部会長から報告をお願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、28 ページをごらんください。

10 月の定例農地部会の報告を申し上げます。

10 月 30 日開催の農地部会において、議案 10 件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

また、農地法第 5 条の許可、承認案件につきましては、10 月 20 日に上條信太郎委員および柳澤元吉委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、10 月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

本件については、ただいまの報告のとおりですので、ご承知おきください。続きまして、報告事項 7、主要会務報告につきましては、資料 29 ページのとおりですので、ご参照いただくようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

何かありましたら、お願いいたします。

松本市農業改良普及センター、西嶋課長補佐。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、農業改良普及センターの西嶋でございます。

別添の平成 29 年主要農作物生育概況のまとめという資料ですので、ごらんいただきたいと思います。

それぞれ作物、終盤に入っておりますが、水稻については終了というふうに書いてありますが、全体として作柄は、県下で見ますと、反収は全国トップということのようでございます。一等米比率につきましても、現在のところは全国 1 位を保っていると。僅差であるようでございますけれども、そのようでございます。

それから、大豆の関係でございますけれども、ことし、若干雨の関係で収穫等おくれがありました。それから、葉焼病という葉っぱが早く落ちたような症状が見られたわけでございますけれども、その影響からか、小粒化といえますか、そういったことがあったということで、収量減が懸念されているところであります。また、成熟期の後半にかけまして長雨があったわけでありますけれども、しわ粒ですとか、割れですとか、カビですとかが発生しているというようなことのようにです。

それから、ソバの関係であります。11 月上旬でおおむね、やっぱりこ

れも雨の影響がありまして、収穫おくれたわけでございますけれども、10月23日の台風21号、これの影響が結構ございまして、それ以前に収穫されたものは、結構反収が上がったようでございますが、それ以降に収穫になったものは、脱粒によりまして減収が大きかったというふうに聞いてございます。

それから、麦につきましても、雨の影響で若干作業のおくれがあったかなということでございます。

果樹については、あとリンゴ、ふじが若干収穫が残っているのみというふうなことでございますけれども、ことしのふじの関係ですけれども、若干小さ目というふうなことでございますが、まあまあ平年並みの大きさというふうなことでございます。着色、みつ入りは並みのようなんですが、若干食味が乗ってこなかったというようなことで、収穫が少しおくれぎみになっていたということですが、大分冷え込みが厳しくなってきましたので、樹上での凍害、昨年大分被害がありましたけれども、それを心配しての早いペースで収穫が進んでいるということでもあります。やはりリンゴも台風の影響で、落ちはしなかったものの、樹上で傷等大分見られるというようなことでもあります。

それから、ブドウの関係も、若干粒小さかったというようなことがあるようでございます。

それから、あとはごらんいただければと思います。

それから、桃のところにはスプリングキャンカーというような表現ございますけれども、春に病斑が出るものをスプリングキャンカーというふうに呼んでいるということのようでございます。

野菜の関係も、ほぼいいですか、終了をいたしまして、全般的にことしは、ここ2年ほど非常に単価がよかったということもあるので余計なんですけど、収穫はほぼ計画並みだったわけですが、販売額については、どうも前年比でいくと80から90の間くらいのところになってしまっているというふうに聞いてございます。

あと、長芋の関係も、ほぼ最盛期を迎えているというふうなことでございます。少し肥大等については平年を下回っているというふうなことでございます。

すみません、めくっていただきますと、ネギ等書いてございますが、ネギも収穫はもう終盤になっているというふうなことで、若干ことし、病害の発生、若干多目であったわけがありますけれども、その後の進展等は見られないようでございます。

夏秋イチゴにつきましても、今週いっぱい収穫、また集荷が終了というようなことのようにございます。ただ、若干終盤低温が来ましたので、収穫を見ずに打ち切りとなった場合もあるかなと思います。

アスパラにつきましても、ほぼ黄化が済んでいるということで、そろそろ刈り取る時期になってくるのかなということでもあります。

タマネギにつきまして、非常に雨の関係で定植がおくれていたわけがありますけれども、ほぼ予定といいですか、計画した面積は定植が済んだのかなということのようではありますが、若干遅くに定植したものにつきまして、

凍み抜けみたいなものが心配されるところでございます。

花についても、ほぼ終了してきているということのようでございます。

飼料作につきましては、降雨続きというようなことで、大分収穫がずれ込んだというようなことでございます。

それから、畜産の関係でございますけれども、一部と申しますか、渡り鳥が来る時期になってきまして、高病原性鳥インフルエンザというようなものが心配される時期になってまいりました。鳥根でことしも発見をされているというようなことでございますが、11月22日に県のほうでも発生に備えて、動員の訓練とか、防疫演習といったことを実施したところがあります。松本地域ですね、全県の約47%くらいの飼養頭数があるというふうなことで、いざ起こると大変なことになるなというようなことでございます。

それから、あと2枚と申しますか、気象表をつけてございますけれども、11月、特に寒暖の差が大きかったというふうなことが見てとれますし、台風の影響で非常に雨量が多くなっている、特に10月の下旬ですね、多くなっているというふうなことがございます。

あと、すみません、一番最後の裏表紙でございますが、ちょっと締め切りまで日がなくて大変申しわけないんですが、12月12日に県の松本合同庁舎のほうで農業分野における知的財産活用研修会ということが計画されております。果樹業界から見た品種の活用及び最近の話題ということと、地理的表示、GIですね、の概要と活用事例ということで講演が計画されております。あしたまでの報告というようなことがありますが、関心のある方は申し込みをお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局よりお願いいたします。

小西局長補佐

それでは、私から幾つか、きょう、配付物が多いですので、説明させていただきます。

まず、農業委員会手帳です。平成30年のものになります。開いていただいて、左側に身分証明書、緑のカードが挟んであります。写真を1回ちょっと確認していただいて、間違いはないか見ていただけたらと思います。住所等をご自分でご記入していただくようによろしくお願いいたします。

次に、農業委員会だより第84号発行になりましたので、ごらんいただきたいと思います。

次に、平成29年度農業分野における知的財産活用研修会の開催についてということで、こちら、通知が最近来まして、あした申し込み締め切りということですので、申しわけないんですが、もし行かれないという方がおりましたら、事務局取りまとめて報告しますので、あしたの午前中までにお電話で私のほうへご連絡いただければと思いますので、電話なければ、もうどなたも参加されないということで判断したいと思いますので、お願

いたします。

次に、収入保険制度等に関する長野県説明会の開催についてでございますが、こちらは議案と一緒に送付させていただきました。申し込みあれば、本日中に提出をお願いいたします。

1枚両面刷りの長野県女性活躍推進セミナーの開催についてというチラシが置いてあるかと思いますが、こちらは特に事務局で取りまとめはいたしませんので、参加希望の方は、裏面に申し込み方法等記入してありますので、申し込んでいただいて、ご自由にご参加をお願いいたします。

そして、国内視察研修の収支精算について、参加された委員さんのみお配りさせていただいております。表は見ていただいて、確認していただきたいんですが、自己負担金4,270円発生してしまいました。旅行積み立てよりその委員さん、参加した委員さんの積み立てから差っ引きさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。ありませんか。

[質問、意見なし]

議長

それでは、委員各位のご協力をいただきましてスムーズな進行ができました。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 6番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 7番

\_\_\_\_\_

平成 2 9 年 1 1 月

# 農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年11月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年11月30日(木)午後3時00分から午後4時35分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 20人 1番 森田 大樹  
2番 青木 秀夫  
3番 上條萬壽登  
4番 赤羽 隆男  
5番 上條 陽一  
6番 上條英一郎  
7番 塩原 忠  
8番 太田 辰男  
9番 柿澤 潔  
10番 岡村 時則  
11番 伊藤 修平  
12番 上條 信  
13番 百瀬 道雄  
14番 菅野 訓芳  
15番 上條信太郎  
16番 小沢 和子  
17番 古沢 明子  
18番 柳澤 元吉  
19番 丸山 敏郎  
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命  
〔議事録署名委員〕 16番 小沢 和子 委員  
17番 古沢 明子 委員  
〔書記〕農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

## 9 議 事

### (1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件  
議案第105号～109号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件  
議案第110号～111号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件  
議案第112号～第116号・第123号
- (エ) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件  
議案第117号～第118号
- (オ) 農用地利用集積計画の決定の件  
議案第119号～第121号
- (カ) 農用地利用配分計画案の承認の件  
議案第122号

### (2) 協議事項

- (ア) 農地法施行規則第17条第2項の規定に基く別段面積設定の件

### (3) 報告事項

- (ア) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (イ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (ウ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (エ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (オ) 農地法第5条の規定による届出の件
- (カ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		"	係 長	齋藤 信幸
		"	主 査	長田由紀子
		"	"	大内 直樹
		"	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 査	松村 豪治
		"	主 事	川嶋 遥

## 11 会議の概要

- 議 長                    それでは、議事に入ります。  
                             議案番号第105号から109号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件につきまして上程いたします。  
                             それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
                             大内主査、お願いいたします。

大内主査                    お願いします。



それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第105号、千葉県柏市にお住まいの さんが所有します島内 、地目、台帳、現況ともに畑、1筆、48平米を島内にお住まいの さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第106号、蟻ヶ崎にお住まいの さんが所有します島立 - 、地目、台帳、現況ともに田外5筆、合計6筆、3,627平米を村井町西にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第107号、神林にお住まいの さんが所有します神林 - 、地目、台帳・田外1筆、合計2筆、9.01平米を同じく神林にお住まいの さんが農地の効率的な利用のため、交換により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第108号ですが、こちら、先ほどの107号の関連ですが、神林にお住まいの さんが所有します神林 - 、地目、台帳・田、1筆、9.02平米を神林にお住まいの さんが農地の効率的な利用のため、交換により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案書の3ページをごらんください。

議案番号第109号、神奈川県相模原市にお住まいの さんが所有します反町 - 、地目、台帳、現況ともに畑外4筆、合計5筆、2,746平米を安曇野市豊科にお住まいの さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上5件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、1議案ずつ進めてまいりたいと思います。

最初に議案番号第105号でございます。地元の意見をお願いしますということで、島内でございます。菅野委員さんからよろしく願いいたします。

菅野委員

この農地は、 さんの宅地の中に囲まれておりまして、北側が水路になっていまして、誰がつくるといってもつくり手のないような場所で、さんも立派に農業をやっていますので、何ら問題はないんじゃないかということになりましたので、お願いします。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、議案番号第105号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして議案番号106号でございます。島立でございますので、上條信委員さんから地元の意見をお願いいたします。

上條信委員 島立の場所は という地籍でありますけれども、この さん、村井ということで、若干遠いわけでありますけれども、一生懸命農業やられて、現在、2反3畝ぐらいですかね、借り入れてつくっているというような状況でありまして、合わせて5反を超えるという状況で、この人はもう購入をされて、農業を一生懸命やるというふうなことで、問題ないかと思っております。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第106号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号107号及び108号でございます、これは関連しておりますので、説明も合わせてお願いし、採決は別にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、地元の委員さんということで、神林でございます。塩原委員さん、お願いいたします。

塩原委員 これ、9平米という少ない面積ですが、使用しやすいように交換するものなので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員で本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長            それでは、ないようでございますので、1議案ずつ採決していきたいと思  
います。  
                  最初に議案番号第107号につきまして、原案どおり許可することに賛成  
の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
                  続きまして、議案番号第108号につきまして、原案どおり許可するこ  
とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長            全員賛成ということで、本件も原案どおり承認するものと決定いたします。  
                  それでは、続きまして議案番号第109号でございます。地元の委員さん  
ということで、反町、四賀でございます。伊藤委員さん、お願いいたしま  
す。

伊藤委員        この案件につきましては、譲渡人の        さんが勤めの関係で神奈川県相模  
原ということで、向こうへもう住居も構えているという中で、今までこの  
農地は        さんのほうで大豆等をつくっていたわけでございますけれども、  
今回売買という形で、        さんが農業規模拡大ということで、所有権移転  
ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長            それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長            それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
                  議案番号第109号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長            全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
                  それでは、続きまして議案番号第110号から111号の農地法第4条の  
規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたします。  
                  なお、本件は、農地法第5条の規定による許可申請案件と関係があります  
ので、関係する議案第113号も含めて説明及び質疑等をお願いし、議案

番号第 1 1 3 号につきましては、後ほど説明、質疑等は省略し、集約のみ行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

阪本技師、お願いいたします。

阪本技師

それでは、議案書の 4 ページお願いします。

農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件でございます。

議案番号 1 1 0 号と農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件、第 1 1 3 号につきましては、同時申請案件ですので、あわせてご説明いたします。

さんの後継者、さんが農業後継者の別棟住宅を新築するための一連の申請でございます。

議案番号 1 1 0 号、島内にお住まいのさんが島内

、地目、台帳、現況ともに畑、6 7 平米外 1 筆、計 2 筆、3 2 9 平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。都計法省令第 6 0 条証明申請中です。既存の農家住宅の敷地面積は 7 0 7 . 7 6 平米です。隣接する宅地と一体利用しまして、総面積は 1 , 0 3 6 . 7 6 平米です。農振除外が平成 2 9 年 7 月 3 1 日にされています。農地区分につきましては、1 0 ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第 1 種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則 3 5 条 5 項、既存施設の拡張で、拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

あわせて 5 ページをごらんください。

議案番号 1 1 3 号、島内にお住まいのさんが所有します島内

、地目、台帳、現況ともに畑、6 7 平米外 1 筆、計 3 2 9 平米に島内にお住まいのさんが農業後継者の別棟住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

続きまして、4 ページにお戻りいただきまして、議案番号 1 1 1 号、梓川にお住まいのさんが梓川俊、地目、台帳・田、現況・宅地、2 2 3 平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。追認申請になります。現在の家屋を昭和 4 7 年 1 1 月 2 0 日に新築しまして、平成 8 年に一部取り壊し、増改築を行ったもので、当時、農地法を理解していない中で住宅の増築及び庭の部分が農地にはみ出してしまい、今日に至るものでございます。今回、新たに農業用倉庫の建設を計画したところ、これらの増築及び庭の部分が農地に当たることが判明しましたけれども、今後生活、農業経営上に必要な施設であり、県と調整をしましたところ、顛末書を添えて、追認の申請をすることとなったものでございます。

経営面積は 5 万 5 , 9 3 8 平米です。既存敷地面積は 6 7 5 平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、1 0 ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第 1 種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則 3 5 条 5 項、既存施設の拡張で、拡張面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

こちら平成29年7月31日に農振除外がされております。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、3筆、552平米になります。よろしく願いいたします。

議長 それでは、まず初めに議案番号第111号でございますが、先ほど申し上げましたとおり、議案番号第113号と関係がありますので、あわせてご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、島内でございますので、菅野委員さん、地元の意見を願いいたします。

菅野委員 さんですが、周りは水田に囲まれてはいますけれども、別に農業上の支障はないと思います。

それから、農業後継者の別棟ということですので、何ら問題はないじゃないかと判断をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査をしていただきました委員さんの意見を願います。今回は、赤羽米子委員さんと森田大樹委員さんのお二人ですが、どちらか。

森田委員 今、菅野委員が言われたとおりで、別段、写真のように問題になることはないと思いますので、よろしく願います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第110号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号第111号でございます。梓川でございます。古沢委員さん、地元の意見を願いいたします。

古沢委員 さんのこの場所は、施設の道路を挟んで向い側の位置になります。今そこに、左側に住宅がありまして、右側のほうはもう既にパイプハウスが建たっていて、きちんと農業経営をされています。何ら支障ないも

のと確認してまいりましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。お願ひいたします。

森田委員 今、古沢委員が言われたとおりで、 のすぐ北側隣で、これだけの立派な松やら門があって、これもいたし方がないかなということで見てまいりました。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ないようでございますので、集約したいと思います。  
それでは、本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第 1 1 2 号から 1 1 6 号と、それから 1 2 3 号の許可申請承認の件、6 件につきまして上程いたします。なお、議案番号第 1 1 3 号につきましては、ただいま質疑が終了しておりますので、集約のみということでお願ひいたします。

また、追加されました議案番号第 1 2 3 号は、議案番号第 1 1 7 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認の件と関連がございますので、議案番号第 1 1 7 号も含めて説明及び質疑をし、集約のみを行いますので、ご了承願ひたいと思います。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

阪本技師、長田主査、お願ひいたします。

阪本技師 それでは、議案書の 5 ページをお願ひします。  
農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件でございます。  
議案番号第 1 1 2 号、島内にお住まいの さんが所有します島内、地目、台帳、現況ともに田、3,031 平米外 1 筆、計 2 筆、5,704 平米に安曇野市にあります が砂利採取として一時転用する申請です。期間は許可日から 1 年間です。農地区分につきましては、農振農用地で、農政課と協議済みでございます。賃貸借権の設定を行います。立地基準につきましては、農地法施行令 1 1 条第 1 項第 1 号、一時転用であり、農振計画の支障のないものに該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第113号は先ほどご説明いたしましたので、割愛させていただきます。

続きまして、議案番号第114号、島立にお住まいの さんが所有します島立 - 、地目、台帳、現況ともに田、479平米を島立にありますが駐車場を新設する申請でございます。賃貸借権の設定を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、アルピコ交通上高地線大庭駅から300メートル以内に位置しており、第3種農地となるため、原則許可となります。

続きまして、議案番号115号、新村にお住まいの さんが所有します新村 - 、地目、台帳・田、現況・畑、60平米を新村にお住まいの さんが農業用施設、駐車場を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、アルピコ交通上高地線、下新駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当いたします。立地基準は、農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第116号、和田にお住まいの さんが所有します和田 - 、地目、台帳・畑、現況・田、470平米に島立にお住まいの さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。こちらは集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

長田主査

続きまして、議案番号第123号です。内田にお住まいの さんが所有します内田 - 、地目、台帳、現況ともに畑、553平米のうち283平米を上田市にあります が太陽光発電施設を敷地拡張する申請です。所有権移転を行います。周辺農地と一体的に利用し、事業面積は3,913平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。

あわせて7ページをごらんください。

農地法5条の規定による許可後の計画変更承認の件です。

議案番号第117号、上田市にあります が内田 - 、地目、台帳、現況ともに畑、553平米のうち270平米について、事業面積を3,193平米に拡大し、パネルなどの配置等を変更する申請です。白地の農地です。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判定しています。

すみません、こちらの図で説明をさせていただきます。

計画変更で、1月にやったときには、ここの青い点、こちらのほうで813平米計画をしました。もとがこちらの原野のほうと一体利用でしたので、全面ができずに、270平米のみをやりました。その後、許可着工前にこちらのほうまで用地交渉が済みまして、今回、パネルの配置を全て見直し、

全部で計画をするための申請になります。計画変更はこちらの部分で、許可申請はこちらの部分となりますお願いをいたします。

すみません、お手元の議案のほうに戻っていただきまして、前回の許可内容についてなんですけれども、553平米の内、270平米で、その当ても太陽光発電施設ということで、隣地と一体利用で、全体事業面積813平米、申請が平成29年1月26日、許可が平成29年2月16日に出ております。

続きまして、変更理由ですが、先ほど申し上げたとおりとなります。前は原野のみの用地交渉であったため、そちらの部分で済ませてしまいましたけれども、その後用地交渉が進み、ほかの周辺隣地であります内田

- 外5筆、合計3,360平米についても地権者の同意が得られましたので、効率のよい太陽光発電施設とするため、パネルの配置等を見直しまして、今回の計画変更の申請となったものです。

これらの申請の立地基準は、農地法施行令11条1項2号に隣接土地と一体的に利用し、第1種農地が事業全体の3分の1以内に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、農地法第5条の各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、6件、8筆、7,334平米になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、初めに議案番号第112号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いしますということで、島内でございますので、菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員 一時転用ですので、何ら問題はないじゃないかということであります。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、赤羽委員さん、森田委員さん、どちらか。

森田委員 今、菅野委員が言いましたとおり、一時転用で、別に問題はないと思います。

菅野委員 ちょっといいですか。

ただ、私、考えるのに、砂利をとった後、これ、畑が何もできないだよね、作物が。その辺のところは、事務局から何か対策みたいなものはあるかい。何もなにかい。

長田主査 すみません、農地転用の関係では、立地基準というのがあるんですけれども、それとは別に一般基準というものもあります。そういった中で、一応周辺の農地に営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には



許可ができないということはありませんが、ただ、この場合、もしそういうことであれば、ご本人、地主の方なり耕作者の方が、協力できない旨を言っていたかないと。地権者のほうはこれでいいよということをやっているものですから、もしあれでしたら、相談があったときに、そういう事情の中で、地権者も本当にいいかということでご相談いただくとか、そういったところでちょっと意思確認をしていくということが一番望ましいかなというふうに思われますが、いかがですかね。

菅野委員

難しいわね。やっぱり。  
週辺の農地には関係ないから。

議長

それはえらい目にあったと話を聞いたことがあるが  
田んぼだけだね。できるのは、他の作物が困る。  
経過を見守るしかしょうがないね。  
それでは、他の委員さんで、本件に対するご意見等ありましたら。  
ないようでございますので集約したいと思います。  
本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成ということで、本件は原案のとおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第113号でございますが、これは先ほど説明がございましたので、集約だけしたいと思います。  
議案番号第113号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第114号でございます。島立でございますので、地元の委員さんの意見ということで、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員

場所は、中央道の東側であります。旧158号線の旧道沿いでありまして、中央道から30メートル、40メートルぐらいですかね、東側のところになります。この買われるは、職員の駐車場が150台以上なければいけないということのようです。最大180台ぐらいどうしても必要だということで、ここは若干離れていますが、今回ここで話がついたということでありまして、場所は、東側と南側が住宅と、西側が水田ですかね、であります。その水田との間には水路、かなり幅広い水路と土手があっ

て、影響はないというように判断をいたしました。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

赤羽（米）委員 上條さんの説明のとおり、道路の横の隣と住宅に挟まれたちょっと狭い場所ですし、別に問題はないように見てまいりましたので、よろしく願いいいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、願いいいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第 1 1 4 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第 1 1 5 号につきまして、地元の委員さんの意見ということで、新村でございます。柳澤委員さん、願いいいたします。

柳澤委員 新村の という地区にありますが、現場は さんのお宅の南側、そのもう一つ南には道路がある場所です。 さん、お米を中心に大きくやっておられまして、自分の自宅といいますか、作業小屋に入ったりするには、その道路からそこを歩いて入ったり、あるいは農機具を置いたりということで、効率よく農作業ができるというような内容になるかと思っておりますので、願いいしたいと思います。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

赤羽（米）委員 住宅と、それから右側にハウスがありまして、そこに農機具なんかを入れてありましたけれども、道路との間に少し三角地みたいな土地で、コンバインとか、ハウスに入るのにそこを通らせていただかないと都合が悪いような場所でしたので、そこをもらえれば、一角ずっと続き的になって、都合よくなるのではないかと思って見てまいりましたので、よろしく願いいいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、願いいいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第 115 号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第 116 号でございます。地元の委員さんの意見と  
いうことで、赤羽代理よりお願いいたします。

赤羽（隆）委員 この写真は西へ向いて撮ったのか。  
そうだね。この場所的には、南側は 町会があります。 があるんで  
すけれども、 から北へ約 200 メートルくらい行った西側ということ  
で、この今写真は、道路から撮っているはずなんで、ここから西を向いて  
います。 さんの今の家は、この写真の右側にあるんですよね。それで、  
左側のここにも家があって、左側の重機みたいに見えるその左は住宅で、  
第 1 種農地になっているのは、手前のほうが水田地帯になっていますから、  
それで第 1 種だということになるんで、どっちかというところ三方うちに囲ま  
れていて、その重機もやっぱり少し畑があるんですけれども、家庭菜園的  
なものが。ここに家を建てても、段差がちょっと 2 メートル分あるもんで  
すから、向こうが高くなっていますから、畑のほうにも影響ないし、か  
といって、今度はこっちの水田地帯には道路と水路を入れますと 7 メートル  
くらい離れていますから、うちを建ててもらっても、周りに影響を与える  
ということはないと思いますんで、問題ないかなと思っています。  
以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。お願いし  
ます。

赤羽（米）委員 今説明いただいたように、住宅の南側の続きの土地のところ、重機のあ  
るところはちょっと小高くなっています、その手前は道路に面して低く  
なっていて、本来の自宅から続きのほうで、南へ伸びていくところに息子  
さんの住宅を建てるということで、よそに迷惑かかるような土地じゃな  
かったので、いいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました  
ら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第116号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の  
挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第123号ですが、先ほど申し上げたとおり、議案  
番号第117号と関連ございますので、あわせてご意見等をお願いしたい  
と思います。  
それでは、内田でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたしま  
す。

上條（萬）委員 前日も説明しましたけれども、東山の へ上っていく信号機のところか  
ら へ入ったところで、この さんについては、その のところ  
から今のこの計画しているところまで一体的に利用したいということの  
ようです、ほとんどガラ場の山林化したような土地でありますので、お願  
いしたいと思います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。赤羽委員  
さん、お願いいたします。

赤羽（米）委員 たまたま前回の117号のところで現地調査が私、たまたまそのときだっ  
たので、そのときには雪が真っ白で、下がわからなかった状態でしたけれ  
ども、今回行ったら、そこはまだ着工してありませんで、それでその続き  
を買収できたので、変更でという形で、広く一体の太陽光発電という形で、  
北側の間に道があって、そのすぐ北側がずっと広がっておりまして、別に  
問題ないと思って見てきました。  
荒れているよりか、環境的にはいいかなという感じで見てきました。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、  
お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。  
議案番号第123号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の  
挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして議案番号第117号、118号、農地法第5条の許可後の計画変更承認の件、2件につきまして上程いたします。  
なお、議案番号第117号につきましては、ただいま質疑等は終了しておりますので、集約のみ行います。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案番号118号でございます。波田にお住まいの さんが所有します波田 、地目、台帳、現況ともに田、1,269平米を農用地に計画変更を申請するものでございます。  
1の許可内容及び当初の計画でございますが、笹賀にあります が太陽光発電施設の申請を5月11日に行いまして、6月9日に県から許可が出ております。許可を経たところですが、申請前に町会等への説明を繰り返し行って、同意を得たんですけれども、許可後、施工前になり、近隣者から反対意見が出てきたため、計画をやむなく断念することになりました。今後につきましては、所有者である さんが引き続き農地として管理するため、今回の計画変更承認申請となったものでございます。  
以上、5条の規定による許可後の計画変更申請2件、2筆、1,539平米でございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、最初に議案番号第117号でございますが、既に説明及び質疑等が終了しておりますので、直ちに集約したいと思います。  
議案番号第117号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、次に議案番号第118号でございます。地元の委員さんの意見ということでございますので、波田でございます。森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 近隣の反対から、また農地に、ということで出てきまして、荒廃農地にならないように指導をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん赤羽委員さん、お願いいたします。

赤羽(米)委員 計画変更でもとの農地に戻して、そのままつくるということなので、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。  
はい、どうぞ、上條信委員さん。

上條信委員 これは太陽光で、反対意見というのは。主な内容っていうのは、どういう内容か聞いて良いか。

議長 はい、どうぞ。

阪本技師 特に具体的には聞いてないんですけども、許可後、施工に伴う説明会で反対されたようです。その反対を受けて、今まで賛成していた方も、反対するようになったようです。

議長 そういうこともあるね、ソーラー発電というのも、やっぱり良いところ、悪いところをあげていただかないとね、やっぱり必要だと思います。ありがとうございました。  
集約をしたいと思います。  
議案番号第118号でございますが、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

議長 全員賛成ということで、本案は原案どおり承認するものと決定いたします。  
それでは、続きまして協議事項に入ります。  
農地法施行規則第17条第22項の規定に伴う別段面積設定の件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。  
また、各地区の意向確認もあわせてお願いいたします。  
それでは、齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長 それでは、議案書の9ページからになります。別段面積の件でございます。先月定例会、また、農地部会でもお願いしておきました。  
別段面積の経過といたしますが、方針につきましては、何回もやっていますので、早速今回の候補予定農地、記載のもの全部で145筆ございます。これにつきましては、平成27年度、28年度の利用意向調査の結果等、自ら耕作する意思のない農地を選定し、その選定した農地につきまして、昨年度皆さんで審議していただきました方針にあてはめ、選定したものが145筆あったということです。  
これから各地区からの意見を出していただきますが、農地部会の委員でない方から報告をいただいておりますので、まずその報告をさせていただきます。  
番号7番、8番につきましては、事務局の窓口が開発の相談が10月18日にありましたので、この2筆は今回別段面積に設定しないということに

させていただきます。

次に、番号が16番から21番、内田でございます。これにつきましては、13日に内田の委員から報告いただきました。21番の筆につきましては、今後も利用権設定を地元でやっていきたいということで、1筆は外し、残りについてはあげていきます。

次に、中山でございます。中山につきましては、10日に会長のほうから結果報告ということで、28番、29番につきましては、現在、利用権設定で耕作しているということ、今後も利用権設定で様子を見たいということです。28、29以外については設定するというので報告がありました。

30、31番の里山辺でございます。これは15日、上内委員から報告いただきました。2筆全て設定ということでお願いされました。

議案書の11ページお願いします。

71番から78番の本郷三才山の関係でございます。20日に荒井委員さんから連絡をいただきました。三才山は全て設定をお願いしますということで連絡をいただいておりますので、お願いします。

ページかわりまして、13ページでございます。

119番から136番、奈川地区でございます。10月23日に橋本委員から報告をいただきました。121番と123番については、地元の意向で、しばらく設定しないということ。その他のバツになっているところは、利用権設定で今後も考えているということです、今回はこのマルをした筆のみを設定ということで報告をいただきましたのでよろしくお願いします。

以上が報告いただいたものでございます。

それでは、該当地区のある委員さんのほうから、今回別段面積設定しないで、外すところがあれば、その筆だけ報告をいただきたいと思いますので、お願いします。

島内につきまして、菅野委員さん、どうですかね、1番から4番まで。

菅野委員

現地確認をしてきました。全ていいじゃないかと思います。

齋藤主任

いいですかね。では、島内につきましては、全て設定という方向でお願いします。

5番、6番、島立ですけれども、上條委員さん、どうでしょうか。

上條信委員

いいと思います。

齋藤主任

いいですかね。島立につきましても、このまま設定したいと思います。寿ですけれども、上條萬壽登委員さん、どうでしょうか。

上條(萬)委員

いいです。

齋藤主任

いいですかね。

上條（萬）委員 はい。

齋藤主任 それでは、9番から15番につきましても、寿、候補予定地全て設定したいと思います。

32番から入山辺でございますけれども、百瀬委員さん、どうでしょうか。

百瀬（道）委員 いいと思います。

齋藤主任 いいですかね。入山辺につきましても、このまま候補予定地、別段面積ということで設定させていただきます。

次、四賀でございます。伊藤委員さん、どうでしょうか。

伊藤委員 設定してください。

齋藤主任 わかりました。それでは、四賀の地区につきましても、全て予定どおり設定していきたいと思います。

137番から梓川でございます。古沢委員さん、どうでしょうか。

古沢委員 これものせておいてください。

齋藤主任 わかりました。梓川についても、全て設定ということでいきます。波田です。森田委員さん、どうでしょうか。

森田委員 144はお願いします。

残りは、耕作していると判断しましたので、様子を見させてください。

齋藤主任 では、波田は144番1筆だけ別段面積ということで設定ということでいいですか。

森田委員 はい。

齋藤主任 それでは、1筆だけ設定するということでお願いします。

ただ今、報告いただきましたので、12月の定例会で報告をして、12月のこの農地部会で議案として、決定していくというような運びになるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

定例会でもお願いしましたけれど、今年度はもう一回、このような機会を設けたいということで考えております。

具体的には、現在お願いしている利用意向調査の結果、別段面積にあげられるような候補地があれば、今回同様に候補予定農地ということで審査をさせていただいて、この部会で協議していただき、3月に決定していこうかなというふうに考えていますので、お願いします。



以上でございます。

議 長 それでは、ただいま事務局より説明及び各地区の設定農地についての報告、確認をいただきました。

他の皆さんで本件につきまして質問、ご意見等があったら、お願いします  
赤羽委員さん、どうぞ。

赤羽（米）委員 すみません、中山のこの さん、22からの件なんですけど、もう本人が死んでしまって、皆相続放棄して、誰もその土地を所有者が、受ける人がいないように聞いているんですけど、そういう場合はどうなるんですか。

議 長 どうぞ。

長田主査 現在、この さんに限らず、相続人が全て放棄あるいは亡くなってしまって、どなたも相続されないというふうなのが出てきておりますけれども、そういったものは、3条でもこれまで時々あったかと思っておりますけれども、財産管理人を立てまして、その方によって農地法3条なりで移転が可能なところはやるような対応になります。

赤羽（米）委員 そうすると、何か借金があるというか、その債権者が誰かが。

長田主査 そうですね。そういった方々が処理というか、対応になるかと思っておりますけれども。

議 長 いいですかね。

赤羽（米）委員 はい。

議 長 それじゃ、ほかにございましたら、

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、質問、ご意見等がないようでございますので、この案件については了承することとし、来月の農地部会で議案として上程いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

大内主査、お願いいいたします。

大内主査 お願いします。

それでは、議案14ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりますので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしくお願いい

します。

14ページ、15ページですが、(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、11件です。16ページ、(2)公共事業の施行に伴う届出の件、1件です。17、18ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件です。19ページ、(4)農地法第4条の規定による届出受理の件、6件です。20ページから22ページ、(5)農地法第5条の規定による届出受理の件、16件です。23ページ、(6)農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件です。

農業用施設届出の内容につきましては、後ほど担当から説明を申し上げます。

以上報告します。よろしく申し上げます。

長田主査

それでは、議案書の23ページをごらんください。

農地法第4条の規定による農業用施設の届出の件です。

すみません、今、私、間違えに気がつきまして、受付番号6番なんですけれども、建築面積のところ、「340.9平米」とありますけれども、こちら「25.46平米」に修正をお願いしたいと思います。

届出人は笹賀にお住まいの さんが所有します笹賀 - 、地目、台帳、現況ともに畑、1,083平米のうちの25.46平米に農業用施設1件建築する申請です。200平米未満の農業用施設です。経営者は さん、経営面積が2,337平米の白地の農地です。

阪本技師

続きまして、受付番号7号、波田にお住まいの さんが波田 - 、地目、台帳、現況ともに畑、802平米のうち45平米に農業用施設1棟を建設する届け出です。経営者は さん、経営面積は9,198平米です。白地の農地です。

以上、2件、2筆、70.46平米です。

議 長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問がありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

それでは、ないようでございますので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり了解いただきたいと思います。

( 休 憩 )

議 長

それでは、再開いたします。

お願いいたします。

はい、どうぞ。

川嶋（農政課）

お疲れさまです。農政課の川嶋と申します。

先に議案について訂正がございますので、お願いいたします。

4ページをごらんください。

4ページの中の所有権移転関係についてなんですが、所有権移転関係の番号1番、貸付人、                    さんの分と2番、                    さん、                    さんの計4筆についてなんですが、貸付人の                    さんがこの議案作成後にお亡くなりになってしまいまして、つい先日、公社のほうから申請を取り下げるとの連絡がありましたので、こちらの議案からも削除をお願いいたします。

それに伴いまして、1番と2番が消えますので、その一番下の合計欄も変わります。今、「13筆」とありますが、そちらは「9筆」となります。管理面積が「2万7,601平米」と入っておりますが、こちらは「1万5,564平米」となります。

それに伴いまして、全体の合計も変わりますので、5ページをごらんください。

5ページの合計の区分、所有権の移転ですが、筆数「13筆」とありますが、こちらは「9筆」となります。貸し付け「7人」とありますが、「5人」となります。借り入れは3人のままです。面積が「2万7,601平米」とありますが、「1万5,564平米」となります。

全体の一番下の合計も変わります。筆数「23筆」とありますが、「119筆」となります。貸し付け「74人」とありますが、「72人」となります。借り入れは51人のままです。面積が「20万5,075平米」とありますが、「19万3,038平米」となります。

訂正については以上になります。

田中農業振興部会長 別冊の5ページをごらんください。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第119号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、31筆、4万4,936平米で、内訳は、貸し付け17人、借り入れが13人でありました。円滑化事業分は、74筆、12万5,569平米で、内訳は、貸し付けが47名、借り入れが33人でありました。利用権の移転は、1筆、1,410平米、所有権の移転は、9筆、1万5,564平米、第18条2項6号関係は、4筆、5,559平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長からの内容報告をいただきましたので、この報告に従って集約していきたいと思っております。

議案番号第119号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手

を求めます。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。  
それでは、続きまして議案番号第120号、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定から、森田委員には退席をお願いいたします。

( 森田委員退席 )

議 長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 別冊の6ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第120号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分は、1筆、3,152平米で、内訳は、貸し付けが1名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長より説明がございました議案番号第120号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。  
続きまして、議案番号第121号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、その前に、森田委員さんに入室してもらってください。

( 森田委員入室 )

議 長 すいません、農業振興部会長より説明をお願いするわけですが、委員に関係する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定によりまして、百瀬委員には退室をお願いいたします。

(百瀬(道)委員退席)

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 引き続き、同じく6ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第121号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

円滑化事業分は、1筆、753平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1人でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第121号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。百瀬委員さんはお入りください。

(百瀬(道)委員入室)

議長 それでは、続きまして議案番号第122号、農用地利用配分計画案について上程いたします。

なお、本件は農業振興部会に内容の審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定するものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 7ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第122号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分計画については、1筆、1,350平米でありました。

以上の件について、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。  
議案番号第122号につきまして、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。  
ありがとうございます。  
それでは、続きましてその他について、事務局から説明をお願いいたします。  
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、その他の事項です。  
来月の日程ですが、山林検討委員会です。案件があった場合、開催されますが、12月27日、12時45分から農業委員会室で、関係委員さんのみになりますので、開催される場合につきましては、後日通知を出しますのでお願いします。  
農地部会につきましても、同じ日にちでございます。12月27日、水曜日、15時から、こちらの第2委員会室でございます。  
次回の農地転用の現地調査の予定でございますが、12月20日水曜日を予定しております。農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、17番の古沢委員さん、19番の丸山委員さんですが、ご予約いかがでしょうか。

古沢、丸山委員 はい、大丈夫です。

阪本技師 よろしいですかね、お願いします。

議長 それでは、お二人の委員さん、よろしくお願いいたします。  
それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。  
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 16番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 17番 \_\_\_\_\_

平成 2 9 年 1 1 月

# 農業振興部会議事録

松本市農業委員会



平成29年11月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年11月30日(木)午後3時01分から午後4時18分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 27人
- |     |     |    |
|-----|-----|----|
| 1番  | 田中  | 悦郎 |
| 2番  | 萩原  | 良治 |
| 3番  | 三村  | 和弘 |
| 4番  | 荒井  | 和久 |
| 5番  | 伊藤  | 素章 |
| 6番  | 竹島  | 敏博 |
| 7番  | 百瀬  | 芳彦 |
| 8番  | 波場  | 秀樹 |
| 9番  | 窪田  | 英明 |
| 10番 | 前田  | 隆之 |
| 11番 | 丸山  | 寛実 |
| 12番 | 忠地  | 義光 |
| 13番 | 橋本  | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬  | 文彦 |
| 15番 | 上内  | 佳朋 |
| 16番 | 細田  | 範良 |
| 17番 | 百瀬  | 秀一 |
| 18番 | 竹内  | 益貴 |
| 20番 | 小松  | 誠一 |
| 21番 | 三村  | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野  | 徹  |
| 24番 | 百瀬  | 貞雄 |
| 25番 | 中島  | 孝子 |
| 26番 | 金子  | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川  | 和宏 |
- 4 欠席委員 1人 19番 小林 弘也
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 5番 伊藤 素章 委員  
6番 竹島 敏博 委員  
〔書記〕青柳主事

9 「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換

10 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

11 その他

12 出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田 京子
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	主事	青柳 和幸
	農 林 部	部長	藤井 卓哉
	農 政 課	課長	中村 尚文
	〃	課長補佐	櫻井 正志
	〃	主査	松村 豪治
	〃	主事	岩垂 宏直
	〃	主事	川嶋 遥

13 会議の概要

議長 それでは、初めに「松本市農業施策に関する意見書」に係る意見交換ですが、先月、菅谷市長に提出した意見書について、引き続き農林部の皆さんも交えて意見交換をするものです。

それでは、趣旨を窪田局長からお願いいたします。

窪田局長 それでは、私からお話いたします。

先月23日に農業委員会が提出した意見書に基づき、市長との懇談会を行いました。そのときに市長から、大変有意義な懇談会であった、さらに深く議論したほうがいいとの感想をいただきました。そこで、今月から3月まで、毎月の農業振興部会において、改めて意見書の項目について、毎回30分程度になりますが、農林部との懇談会を実施していきたいと考えております。

本日は、意見書の懇談項目の中から、新規就農者、特に親元就農支援に絞って、農政課から現在までの計画状況、今後の予算の見通しなどについて説明をしていただきます。その後、農業委員の皆様から意見を求めますが、今後、親元就農支援の予算折衝等に皆様の意見や発言を参考としていきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

では、続きまして藤井農林部長から一言ご挨拶をお願いいたします。

藤井（農林部）

お疲れさまでございます。農林部長の藤井でございます。

きょうはお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど話がありましたが、市長との懇談会の際にいろいろなご意見をいただきました。いただいたご意見に対しては、農林部からまた回答するということが毎年行っているということですが、そこだけで終わらせずに、一つでも先に進めて、返していきたいと思っております。市長からも話がありましたが、内容をもう少し深めていきたいということで、きょうはその1つとして、親元就農の関係でご意見をいただくということですが、これにつきましては、松本市の場合は実施計画というものが最初にあって、その計画で来年どうするかということをいろいろ話し合います。それを受けて、当初予算編成に入っていくわけですが、実施計画の中では、新規就農者に対するいろいろな支援はありますが、親元就農にはない。子どもが親元に就農するときに、何も支援はないけれども、農家は、今までお父さんとお母さんが2人でやってきたところに3人目が来れば、やはり経営規模を拡大しないといけないのではないかという話とか、あるいは会社に入れば普通は4月から給料をもらえるけれども、農家の場合は、その年の秋の収穫がなければ収入がないわけですから、親元就農した人は半年程親のすねをかじっているような状態であるという話があります。そういう意味でも、最初にぜひ支援が必要だという話をしましたが、結果としましては、今のところ実施計画で非常に低い評価を受けております。そうはいいまして、必要な支援でありますので、当初予算でもう一度持ち上げていまして、計上できるように努めています。この後、農政課の櫻井から、私たちの考えていること等をご説明申しあげます。私たちも親元就農は何とか事業化していきたいと思っておりますので、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

簡単ですが、ご挨拶とかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、意見交換に入ります。

親元就農について、農政課から説明をお願いいたします。

櫻井さん。

櫻井（農政課）

この関係を担当しております櫻井ですが、よろしくお願ひいたします。

お手元に2枚とじの資料があるかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思ひます。

最初に、2枚目を見ていただきたいと思ひます。

1番として、県内の5年間の新規就農者の推移をお示ししてあります。大

分波はありますけれども、こんな感じということで見ただけであればと思います。また、佐久や上小と書いてあるのは、県の地域振興局の管内になります。一番下が松本市の数字で、平均すると、15人くらいが就農しています。

その松本市の人数の中身はどうかということで、2番になります。新規就農者が年に四、五人、それから親元就農のうち、認定農業者の指定を受けたのが同じく四、五人、それ以外の方の子弟が6人くらいとなります。実際に親元就農と呼ばれている人は、ほとんどの人が20代で就農しているというふうに見ただけであればと思います。

それから、3番ですけれども、これは全国農業会議所が5年置きに調査をしている、親元就農者が就農したときに何に苦労したかという設問に対する結果で、23年と28年を比較しています。一番上ですが、技術の習得、こちらは親がいますので問題ないかと思いますが、この辺りで苦労しているということがわかります。2番目の黒塗りしてあるところ、資金の確保。どう分析するかということになりますが、部長の話にあったように、男手が1人ふえるという話になれば、規模拡大しないといけないし、機械も買わないといけないと、こういう状況が発生すると理解をしています。ですので、何らかの支援を受けたいということになるかと思っています。

裏をごらんください。

4番としまして、他市の状況ということで申しあげております。長野県内19市あるわけですが、松本市を除く18市の状況を類似する事業がないかということで調べました。一番右のその他の部分は、この事業とは類似してないけれども、支援しているものはあるかということで書いてあるものです。類似したものとしては、18市のうち、この黒塗りした6市で額の大小もありますし、対象者もそれぞれ違いはありますけれども、事業を実施しています。一番大きいものが7番の60万円、3年、こちらになりますし、隣の安曇野市では20万円の5年間というやり方をしておりますので参考にさせていただきたいと思います。また、下にハイランド農協がことしから事業を始めましたし、JAみなみ信州でもやられているということで、こちらも参考までということになります。

戻っていただきまして、1枚目の裏を見ていただきたいと思います。

5としまして、実例比較表ということで、SさんとTさんの場合ということで申しあげてあります。都会からIターンで就農したSさんには、就農前、就農後で1,000万円を超える支援がされている。ですが、市内のTさんは、1つの事業は受けていますが、50万円の支援にとどまっている。これだけ差がありますので、遠くから来た何もなくて始めた人は大きい支援を受けて、私たちは何も無いと感じている若い皆さんも多いようです。

一番はじめに戻っていただきたいと思います。趣旨、経過については割愛します。

実施計画で厳しい判定となっておりますが、もともとは不公平感をなくそうという切り口でやってきました。ですが、なかなか理解を得られず、どうしても育成しなければならない理由は何か聞かれていましたので、(1)

では、農地も機械も施設もあるし、親という指導者もいる、そういう人を育てなくてどうするんだ、ということを申しあげています。(3)では、今まで国の政策で、認定農業者に国と市の施策で相当の投資をしてきていますが、お父さんの具合が悪くなったことで離農してしまうことがあり、そうすると今まで投資した分も無駄になるということで、政策課や財政課の方と話をしているところです。

では、現段階でどんな制度設計になっているかということ、4番で申しあげてあります。

(1)で、農業後継者が親元に就農した際に50万円を1回交付する、これをベースに組み立てをしております。50万円の根拠ですけれども、国の事業に1年に150万円出すというのがありますが、こちらは農業でもうかっても、その収入が生活費になると次の年の再生産が成り立たないので、生活費は国が見ます、という設計になっていて、国の場合、衣食住を年間150万円という積算にしています。親元だったら住はあるだろうということで、衣食を計算すると、福祉の方では月額3万7,000円という数字になるので、12カ月で50万円という算出をしています。

対象者ですが、市内に住民登録があって、認定農業者の2等親以内の卑属とし、認定農業者の子弟を守っていく、というふうに思っています。2親等ということは、子でもいいし、孫でもいいという理解です。それから、もちろん専業でやっていただく。猶予を持たせて3年以内の申請を認めましょうということ考えています。

それから、年齢要件ですけれども、40歳、50歳という人と20代の青年とは違うと思っていて、卒業後すぐに就農する等、そういう人たちを何とか助けたいという思いが強いので、30歳で一回切らせていただいています。また、交付要件ですけれども、国の事業もそうですが、年間200日以上農業従事ということを確認したいですし、前年度の所得が250万円未満であることも要件になります。これは、前職の所得というふうには見ていません。農業で得たお金が250万円までならいいと思っています。それから、ウとしまして、国の事業である農業次世代人材投資事業を受けてない人を対象にしたい。

コンパクトにまとめた資料なので、ほかにもいろいろありますが、これをベースにして、今、庁内で調整を進めています。指摘としては、この金額で妥当かということも言われています。50万円で後継ぎが本当に入るのか、ということです。ですが、200万円、300万円としても、その根拠はなかなか見つからない状況です。また、用途を限定しない補助金を出すというのは、松本市としてどうだ、ということも言われています。

こうした状況ですので、ぜひ皆さんから、我々が悩んでいるところでご意見をいただけたらありがたいですので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

本日の内容ですが、今、農政課の櫻井補佐からお話がありましたけれども、意見書のとくと違いますので市長との懇談はしませんけれども、委員の皆様

様から、こういうこともあるぞ、こうしろというような意見を賜って、それぞれ部長、課長、担当の方に補足をしてもらうという形をとっていきたいと思います。

結論的には、実施計画、予算折衝で我々も意見も含めて上げられることになるかと思しますので、その内容について、皆様から内容、細部も含めてご意見を賜ればと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、それではそれぞれ意見のある方、お願ひいたします。

三村委員。

三村（晴）委員 支援策の内容に農協の事例が載ってしまひて、私も農協の立場として親元就農について意見を申しあげていりる中で、本年度から事業として立ち上がったわけですけれども、1回限り40万円の就農祝い金型で出すという形に決まったものの、こうした形は如何なものかと思ひていりる。また、松本市の場合も1回限りの50万円となつていりる。新規就農の皆さんは、やはり生活資金を含めた形の中で、経営が安定するまでの間、いろいろな行政支援が必要かと思ひていりる。親元就農の方は、表の3番にあるように、支援を求める明確な理由はここにありと思ひますけれども、親の経営を継承していく形の中で、子弟がどういった農業ビジョンの中で経営をしていくか、どういった形の支援がいいのか、と考へたときに、先ほども説明の中にありましたが、その50万円で親の経営を継承して農家に入るかといりると、そういうわけではないと思ひます。いわゆる新規就農の方は、農業をやりたいくて、他の業種、他の地域から夢を目指して来りる方だと思ひますので、何らかの行政支援は必要かと思ひるけれども、親元就農の場合、祝い金型のただの支援というものは、どうもなじまないような気がするわけです。

それで、2枚目に実態調査等もありまひるけれども、これ見ても、1回限りの支援金で足りるかといりると、そうではないと思ひます。どういった形の親元就農の支援策がいいのか、私も悩むところですが、基本的には、子どものころから親の農業を見る中で、将来私も農業をやりたいと思ひう環境や食育のような教育等の中で、農業に親しんで就農するといりる流れが一番ベターだと思ひます。

今、農家の実態を見ても、農家の子弟が畑にはいない、手伝いもしないといりるのが流れかと思ひていりる。ですので、せつかくこういりる事業を市で取り組む中で、1回限りの祝い金型ではなく、何らかの松本市独自の方向性を見出しただけければと感じまひたので、お願ひいたします。

議 長 どうか。  
波田野さん。

波田野委員 認定農業者の親が支援事業を一度受けていりると、子どもはもう受けられないといりることがありまひる。例えば、子どもが何か借りたい、規模拡大したいとか、新規事業につきたいときに、個人や新規就農者だと制度を受け

づらいので、親元に対して利子の補給とか、長く続けられるようなものの方が1回限りよりも案外いいのではないかと思います。何かそんな援助のほうと同じ200万円でも、よりいいのではないかと思いますけれども、一応そんな意見です。

議長 ほか。  
では、百瀬さん。

百瀬（文）委員 補助の対象者についてですけれども、里山辺で新規就農した人の中に認定農業者となったケースがたくさんあります。そうしますと、このイの専業として親元に就農して3年以内の者や認定農業者の2親等以内ということで、例えば認定農業者になってから3年以内にこの支援事業を受けたいという場合、対象から外れることになるのでしょうか。

実例を申しますと、二、三年前に二組ほど20代の方が新規就農して、一、二年目ぐらいに認定農業者になりました。今まではこういう支援事業がなかったので、認定農業者になっていただき、農業者年金に入っていたただけでしたが、もし新規就農して、その方本人が認定農業者になった場合も、3年以内の方であれば支援事業の対象にしていきたいと思います。

藤井（農林部） 今のお話は、新規就農者にもこの支援をとるように聞こえますが、この資料にもありますとおり、新規就農者は1,000万円からの支援を受けられます。ですので、新規就農者が認定農業者になった場合、1,000万円の支援事業を受けていれば、その人は対象外になる。

しかし、新規就農者のお子さんが後継ぎになるというときは、そのお子さんにこの親元就農の補助金を出すという話であり、新規就農者にそのまま上乘せするという事業ではありません。

議長 櫻井補佐。

櫻井（農政課） 先ほどのお話は、親は認定農業者ではないけれども、親元就農した子どもが認定農業者になったらこの事業に該当するか、ということでいいですか。親元就農でも、親が認定農業者ではない場合のことを言っているんですね。

百瀬（文）委員 親が認定農業者でない場合に、それを新規就農者として見るという、この対象に入れることができないか。対象を広げてほしいと思います。

議長 その部分はこれからのことですね。文言の書き方と内容ですから、農業委員の希望ということですね。

百瀬（文）委員 これまでそういうものはなかったもので、全然考えていなかったけれども、そういう方も対象になるのかなと。

藤井（農政部） よろしいですか。

議 長 はい。

藤井（農政部） 最初のところで実施計画の中で低い評価になったとお伝えしました。単純に後継者に補助を出すというのはいかがなものか、と言われるわけです。何も農家だけではなく、お医者さんの子どもさんいますし、理美容関係の子どもさんもいるでしょうし、八百屋さん、魚屋さん、お肉屋さんとか、後継者はみんないるという話になるのです。そうすると、なぜ農業の後継者だけ支援していくか、というところが切り口になります。ここで出してきたのは、認定農業者にはずっと補助をしてきた、跡取りがいなければこれまでの補助がすべて水の泡になってしまいますよという、そんな切り口で今回やってみようかということで、少し変えてきた部分でもあります。

確かに認定農業者ではない方の親元就農をどう支援するかというところはありませんが、後継者がいないと、遊休農地が大幅に増加するとすれば、やはり補助していくべきかと思いますが、何か必要な条件があるかもしれませんし、もしかすれば、認定農業者でなくても、その方に跡取りがいなければ遊休農地が物すごくふえてしまうとか、その方が独自に買ってきた機械等がすべて無駄になるということがあれば、そういうものも考えていく必要がありますね。

その辺で1つご意見としてお伺いして、櫻井のほうで細かく検討してもらおうかと思います。

利子補給は、今、利息は少ないですよ。何かもう少し効果的なものがあればご教示いただきたいのですが。

波田野委員 1,000万円借りれば、毎月保証金も結構な額を払わないといけないですし、認定農業者の子弟で良い条件で借りられるものもあまりないと思いますね。

議 長 また少し違う切り口ですね。ほかに何かありますか。

私が言ってもいけません、基本的には松本市の大事な農業だから、新規就農者の皆さんにはスキルアップをする、親元就農の方にはいい戦力としてアップしてもらいたい。新規就農者に対しては、それぞれ研修等もありますけれども、やはり親元就農の方に対してのスキルアップの手段、スキルアップの呼び水の的なものにしてもらえたらどうかと思います。それと、先ほど三村委員もおっしゃったとおり、単発でお祝い金ではなくて、継続してもらいたい。それと同時に、先ほど百瀬委員から出た、皆さんがインセンティブで、最終的には認定農業者になったり、担い手になったりする中での、松本市農業をこういうふうにしたいから、親元就農にはこれだけサポートして、こういう絵をかくんだという設計図までできればということも考えました。今の私の発言だけでなく、それぞれ皆さんの思うところをお出しいただきたいと思います。



はい、忠地委員。

忠地委員

今、事務局からご説明いただいたんですが、先ほど言ったように、親の人は小さいころから見ているので、これで大丈夫ではないかと子どもを見ているとは思いますが、子どもたちからすれば、収入のことや会社経営というような形で農業もやっていかないといけないという形の中で、やはり勉強をしておきたい、研修もしていかないといけないですね。ですので、ある種こういう補助制度も設けてもらって、ある一定の水準で何とかこれはやってもらいたい。

そしてまた、若くて30代以下で就農しても、収入がなければ結婚もできないので、単発的な50万円ではなく、基礎的な部分だけはせめて3年間くらいは継続して支援していただきたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

いかがですかね。

では、小松さん。

小松委員

親元就農の形態はいろいろあると思うんですね。親から養ってもらって農業をやる形態もあれば、何年か外で働いてきてから帰って来て、親が動けなくなったから農業をやるという形態もあって、どちらにしても1人余分に食べさせるというパターンです。1人か2人、お嫁さんをもらうなら、3人を食べていけるようにしないといけない。そういう過渡期は必ずお金に困るときだと私は思います。だから、土地を守る意味で農業者は絶対減らしてはいけないんだという観点から、こうした支援は必要だと考えます。親元就農する形態の模様の実例比較がありますけれども、もっと違った比較の方法があると思います。こういうときにはお金が要るんだというパターンをはっきりと言うべきだと思うんですね。

ですから、私は新規就農になったときよりも、二、三年後に安定して農業者として自立できる状態になったときに、拡大支援という形で50万円出すとか、そういう方法もあっていいのではないかと思います。そんな意見を述べさせていただきました。

議長

ありがとうございました。

忠地さん。

忠地委員

農地を親が持っているということで、新規就農者から外すということではなくて、新たに農業に取り組む、そういう立場で平等に見ていただきたいです。例えばIターンの方は、もしその人も農地が必要なら農地の借上料とか、その条件を考えてやる。また、機械はあるので買う必要がないなど、その人の条件に合わせて、もう少し規模を拡大して、新規就農者の窓口を広げていく、そういう立場で考えたらどうでしょうか。これらを分け

て考えているので、かえって農業に入っていく人たちの窓口を狭めていると思います。このままですと、農業に参入する人たちを切り捨てているということになるから、例えば研修したいということになれば、その研修のお金をきちんと出してやるとか、そういうふうに考えていけば私は問題ないと思いますので、新規就農、Ｉターンだけに狭めないで、入り口を広げて、それでその人の状況で条件当てはまらないものは除外すればいいのではないのでしょうか。

そういうふうになれば、今まで購入した機械が無駄になるということもなくなり、極めて松本の農業にとっては有利な条件になるので、松本市は親元就農は含めないなんて考えずに、農業をやっていくという大きな立場で考えてほしいです。

議長

わかりました。親元就農を平等に見たときに、サポートは市で行うというようなことも要素に入っていますので、そういうつもりでやっていきたい。制度設計の問題から、現状を打開するための１つの手段にもなると思います。

すみません、ほかにありますか。

百瀬さん。

百瀬（芳）委員

すみません、農業はほかの仕事、医者や八百屋とかと全く違って、米は１年に１回しかつけれないわけです。医者は開業すれば、ほぼ毎日患者が来て収入が上がっていきますけれども、米は年１回、果樹に至っては植えてから３年、４年たたないと収入が上がらない。野菜も通常のもは春と秋と２回、ハウスの中でやれば１年に６回、７回できるかもしれませんが、限られた回数しか収穫できません。そういう特殊な産業ということを考えてほしいと思います。例えば果樹なら、支援を１回もらった後、実がなるまでの３、４年は無収入で、何百万円の初期投資があるだけです。できれば１回ではなくて、ほかの行政にもあるように３年くらい見てもらいたいと思います。また運用のことかと思うけれども、認定農業者の子弟となっていますけれども、これを見ると認定農業者よりも、それ以外の親元就農のほうが多いという状況が出ていますが、考えようによっては親元就農をするにあたって、親が認定農業者になればいいかなというふうに思います。それと例えば親が米をやっている、今度はその子弟が必ずしも同じ米をやるとは限らないし、通年作業のできる施設園芸をやるかもしれないので、そういった幅広いことを考えて支援をしていっていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

時間が経過しましたがけれども、最後に何か、はい、三村さん。

三村（晴）委員

最後に１つ、上げていただきたいと思うことですが、私も息子と親子で経営をして、ことしから息子の下で働くようになりました。ですが、

子どももなかなか新規就農というか、入ってすぐ親の下で勉強するということは、なかなかつらいところがあると思います。

それで、新規就農者は里親の下で研修する制度がありますよね。農家子弟でも、1年くらいは他の農家へ研修に行く制度があってもいいのではないかなど。親の下で研修していても、どうしても視野が狭くなるので、そういった里親の下へ、外へ旅に出させる。その間の支援を何かする、そのようなものもいいかなと考えますけれども。

議長

ありがとうございました。

では、これで皆さんからのご意見を賜るのは終わりとなりますが、それぞれ委員の方から、方法論から具体的な内容までお伺いしました。

市の施策、平和にしても、健康寿命延伸都市にしても、何にしても、基本には農業があるので、その施策を通すには、やはり農家に頑張ってもらわないといけない手段の第一歩であると思います。

最後に、藤井部長からお願いいたします。

藤井（農政部）

ありがとうございました。

私自身も、支援は1回でいいのかということに疑問を感じていまして、これはなぜ親元就農に力を入れていくかという中では、先ほど懇談会でもありましたが、新規就農者を連れてきて、いろいろ教えて、そして地域づくりに参加しろというよりも、親元のところにいる子どもさんのほうが地域にもうなれているわけだから、地域づくりはすぐできるというのは確かですし、それに仕事をやめ、新規就農の方も多くは仕事をやめて来るわけですから、生活とある程度の経営が成り立つまでの5年間を補助しているわけです。親元就農の方も、支援が1回だけでは、また戻ってしまう可能性もあるかもしれない。しかし、もしも3年補助をすれば、地域で農業で生きていくということに行くのかなと思っています。農協の人とも話をしましたが、新規就農の人は、土地にしがらみがないものですから、やめて帰っても特に問題はないけれども、農家の子弟は、補助をもらっておいて途中でやめたといえ、地域にもいれなくなるくらい厳しい。だから、農家子弟のほうがかえって真剣にやる。農協の人たちからもそんな話を受けていますので、そんなことも説明していきたいと思っています。実施計画の評価を受けた後、農業委員の皆さんとの意見交換というお話を出していただいたので、これを追い風にもう一度折衝などを行い、事業化に近づけていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

本日の意見交換も材料に、部長さんをはじめ農政課の皆さんにおかれましては、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、農地利用集積計画の事前内容審査ですが、本件は協議会にお

いて事前の内容審査を付託された議案第119号から第121号について審査を行うものです。

初めに、利用集積計画に載っている新規就農者について事務局から説明をお願いし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、新規就業者につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明させていただきます。

お手元にあります議案の末尾のページをごらんください。

本日の議案に載っている新規就農者は5名いらっしゃいます。1番からそれぞれ説明させていただきます。

それでは1番、〇〇〇〇様になります。先にお伝えいたしますが、こちらの方は先月の農振部会の折に、親子間の貸借の関係で出てきた方になります。先月の議論の中で、新規就農手続きについてご本人と相談することとしまして、今回、ご提出いただいたということになりますので、よろしくお願いいいたします。ご住所及び農地の地区につきましては里山辺、ご年齢は51歳で、栽培予定品目は水稲とブドウ、経営規模65アール、こちらは家族全体での経営規模となりますので、お願いします。それから、農業従事予定人数ですけれども、2名ということで、新規では〇〇〇〇様、それから奥様のお二人になります。あと、経営目的及び経営規模の志向ですけれども、農産物出荷等を行う営農ということでお話をちょうだいしております。規模は、現状維持でご予定をしております。最後に、経営体の中での話になりますけれども、〇〇さんご自身は主にブドウを担当して営農されていて、〇〇様が水稲を主に担当しております。農業経験は親元で15年営農をしているとのことで、経験豊富な形での就農ということになります。お願いいいたします。

では、続きまして2番にまいります。

2番、〇〇〇〇さんになります。ご住所及び農地の地区、中川になります。ご年齢48歳、栽培予定ですが野菜、ブルーベリー、、雑穀や豆類の栽培をするとのことです。経営規模は8.5アール、農業従事人数2人ということで、ご本人と奥様の2人で行うとのことをお話をちょうだいしております。就農目的につきましては自家消費を中心とした農業で、ご本人の希望として有機無農薬栽培を予定しております。議案につきましては1ページの10番になりますので、よろしくお願いいいたします。

続いて整理番号3番。〇〇〇〇さんになります。ご住所、農地ともに今井になります。ご年齢は35歳、栽培予定品目、ブドウ、リンゴとなります。今後の予定として、ナシも検討されているということですので、よろしくお願いいいたします。経営規模につきましては28アール、農業従事予定人数2名ということで、こちらにつきましても、ご本人と奥様のお二人ということになりますので、お願いいいたします。就農の目的につきましては、農産物出荷等を行う営農、経営規模は今後拡大を予定しております。農業

経験につきましては、アグリランド松本で3年間、果樹の栽培研修を受けて、その上での就農ということになります。出荷等の予定先、JA松本ハイランドを中心としておりまして、通作距離等については3キロ程度、農業機械はトラクターとSSをお持ちで、今後、必要に応じて購入等を進めながら、徐々に規模拡大をすることです。議案につきましては、3ページの39番及び7ページの1番になります。よろしく願いいたします。

続いて4番、〇〇〇〇さんになります。住所地区及び農地地区、島立、年齢は44歳になります。栽培予定品目はキュウリを中心とした野菜栽培となりますので、よろしく願いいたします。経営規模は14アール、農業の従事予定人数2名、こちらもお本人と奥様のお二人ということでお話をちょうだいしております。就農の目的は農産物出荷等を行う営農、今後も経営規模拡大の予定です。先ほどの〇〇さんと同様に、アグリランド松本で3年間キュウリの栽培研修を受けております。また、出荷につきましても、同じく松本ハイランドということになります。通作距離は100メートルということで、近隣の農地を主に耕作していくご予定です。議案につきましては、議案の4ページ、1番になります。

それから、5番になります。〇〇〇〇さんです。ご住所は芳川地区、取得農地につきましては島立になります。ご年齢は66歳で、栽培予定品目はハーブということで、数種類のハーブを栽培する予定になります。経営規模は36アール、農業予定従事人数2名ということで、こちらもお夫婦での新規就農になります。就農目的は同じく出荷等を行う営農を予定、今後松本での経営規模拡大を予定しております。なお、ハーブ栽培ですがけれども、既に佐久市で2年間栽培されていて、経験を積んだうえでこちらに就農しますので、ご承知おきいただければと思います。それから農地についてですが、農地法3条による農地取得を予定しておりまして、利用集積計画に掲載されていません。このため、8ページに農地部会の議案の写しをいれましたので、ご確認ください。こちらの議案番号106番が該当の内容となります。

新規就農者の説明につきましては、以上になります。

議 長

お疲れさまです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋さん。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋と申します。よろしく願いいたします。

初めに訂正がございますので、4ページをごらんください。

4ページの真ん中、所有権移転関係についてなんですが、番号1番と2番の貸付人、〇〇〇〇さんが1筆、また2番の〇〇〇〇さん、〇〇さんの3筆についてなんですが、〇〇〇〇さんがこの議案の作成後にお亡くなりになりましたので、それに伴い今回の申請を取り下げるとのご連絡がございました。つきましては、こちらの議案からも削除をすることになりますので、所有権移転関係の1番、2番の4筆に関しましては、議案から削除し

ていただきますようお願いいたします。また、一番下の合計も変わります。現在、計13筆、2万7,601平米と入っておりますが、9筆、1万5,564平米となります。

続きまして、5ページをごらんください。合計欄でございますが、こちらの数字も変わりますので、訂正をいたします。合計欄の所有権の移転のところですが、13筆が9筆、貸し付けが7人から5人となります。借り入れは3人のままです。面積ですが、先ほどと同じように、1万5,564平米となります。一番下の合計も変わります。筆数123筆とありますが、119筆となり、貸し付け74人は72人となります。借り入れは51人のままです。面積ですが、20万5,075平米とありますが、19万3,038平米となります。

訂正は以上になります。

では、議案に入りますので、1ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

協議事項1、議案第119号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

特記事項でございますので、同じ1ページの3番をごらんください。借受人、〇〇〇〇〇が4筆ございます。〇〇〇〇〇についてですが、貸付人の〇〇〇〇さんが法人化したものになりまして、法人化による別の経営体なので、経営面積はゼロ平米となっておりますが、構成員は同じなので、新規就農者ではございません。

では、合計欄に入りますので、5ページをごらんください。

合計を読み上げます。

一般、筆数31筆、貸し付け17人、借り入れ13人、面積4万4,936平米。

円滑化事業分、筆数74筆、貸し付け47人、借り入れ33人、面積12万5,569平米。

利用権の移転、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積が1,410平米。

所有権の移転、筆数9筆、貸し付け5人、借り入れ3人、面積が1万5,564平米。

第18条2項6号関係、筆数4筆、貸し付け2人、借り入れ1人、面積5,559平米。

合計、筆数119筆、貸し付け72人、借り入れ51人、面積19万3,038平米。

当月の利用権設定の全体のうち認定農業者への集積、74筆、面積が12万7,990平米、集積率は72.12%となります。

続きまして、6ページをごらんください。

議案第120号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

一般分として、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積が3,152平米。

合計も同じく筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,152平

米となります

続きまして、議案第121号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

合計だけ読み上げます。

円滑化事業分で、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積753平米。

合計も同じく筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積753平米となります。

協議事項1については以上となります。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、9ページをごらんいただいて、新規就農者の関係で、わかる範囲の中で、それぞれ地域の方で補足等ありましたら、お願いしたいと思います。里山辺の件について、百瀬さん。

百瀬（文）委員

先月の議案にかかわるもので、新規就農となります。

この方は農業を中心になってやっておりますので、農業経営には全く問題等ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

次の方は、金子さん、お願いします。

金子委員

2番の〇〇さんですけれども、48歳で、四賀の中川地区に新規就農ということで入ってまいりました。現在、自家消費が中心でありますけれども、近所に今から3年前に新規収納した方がありまして、野菜を中心につくりまして、学校給食にその材料を提供しております。生計はどうか立っているというように聞いていますので、その方からいろいろと勉強しながら、将来的には有機無農薬野菜を栽培していこうという、そういった熱意を持ったご夫婦ですので、ご紹介いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、三村さん、お願いします。

三村（晴）委員

3番の〇〇さんでございます。年齢35歳ということで、今井の果樹農家の中堅という形でございます。早くも今井のそれぞれの生産部会や青年部、組織の中に入っていて、若者と交流をする形の中で将来本当に今井の農業ばかりでなく、地域を担っていただく方だと、こんなように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、〇〇さんを百瀬さん。

百瀬（貞）委員 4番の〇〇〇〇さんですけれども、島立の〇〇さんのところでハウス栽培の勉強を一所懸命やられてきまして、十分な知識と技術を持っております。現在は、1反4畝のビニールハウスでキュウリを栽培しております。また規模拡大も目指すということで、今後島立の農業の中核を担っていくのではないかと期待しております。

引き続いて、5番、よろしいでしょうか。

議 長 はい、お願いします。

百瀬（貞）委員 5番の〇〇さんですけれども、今、佐久で2,344平米の畑にハーブをつくっているということで、そこを続けながら、島立の土地3,627平米にハーブをつくり、また違う農作物を導入しながら、将来的にはハウス栽培を行うとのこと。銀行に長く勤めていた方で、将来の設計も組み立てており、しっかりしている方だと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、それぞれ質問等お伺いするわけですが、修正点も含めまして、地元の委員の方から何かありましたら、お願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ほかの委員の方で何かご質問等ありましたら、お願いしたいと思いますが、けれども。

[ 質問、意見なし ]

議 長 それでは、集約したいと思います。

議案第119号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。

それでは、挙手全員ですので、議案第119号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、議案第120号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]



議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第120号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
議案第121号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第121号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第122号について審査を行うものです。  
それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋さん。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋です。引き続きお願いいたします。着座にて説明させていただきます。  
7ページをごらんください。  
協議事項2、議案第122号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。  
合計だけ読み上げます。  
筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,350平米。  
当月の利用件設定、中間管理権設定のうち、認定農業者への集積率はゼロ%となっております。  
協議事項2については以上になります。

議長 それでは、この案件について何かご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議長 それでは、集約したいと思います。  
議案第122号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第122号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。  
以上で議事を終了いたしますが、そのほかの件につきまして、委員の方が

ら何かありましたらお出しをお願いしたいと思います。

[ 質問、意見なし ]

議 長

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。  
これをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 5 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 6 番

\_\_\_\_\_